The Research on the Koreans Brought to Japan in the Early Pre-Modern Period of Japan: Mainly on the Kaga Clan Case

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2017-10-05
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: Tsuruzono, Yutaka, Kasai, Junichi, Nakano,
	Setsuko, Katakura, Minoru
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/45832

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 加賀藩における渡来朝鮮人

#### はじめに

加賀藩における渡来朝鮮人の問題は新しい研究課題である。
加賀藩における渡来朝鮮人の問題は新しい研究課題である。
というのが偽らぬ現状であろう。

と思う。と思う。と思う。と思う。と思う。と思う。と思う。と思う。と思う。というはなける後期するためにも、けっして無駄な試みではなかろう沢の将来像を検討するためにも、けっして無駄な試みではなかろういの発国観、とりわけアジア観のあり方を究明し、真の国際都市・金の外国観、とりわけアジア観かさいう現今歴史学の一課題に迫る学問域史の中のアジアを発掘するという現今歴史学の一課題に迫る学問域史の中のアジアを発掘するという現今歴史学の一課題に迫る学問域史の中のアジアを発掘するという現代に関する基礎的史料を整理して世初期の加賀藩における渡来朝鮮人に関する基礎的史料を整理して

笠片

井倉

純

一(第二節・史料集)が様(第一節・第三節)

# 豊臣秀吉の朝鮮侵略と前田利家

彼等の多くは、長崎や平戸その他から、ポルトガル商人などにより男女合わせて無慮数万人を超える人数であったと見做してよかろう。日本に連行された朝鮮の人びとの中には、ほとんどあらゆる階層狩り」を敢行し、彼等を日本の地に連行した。(長力の者が含まれていた。のの実数を確定することは不可能だが、中の地に連行した。(日本に連行された朝鮮の人びとの中には、ほとんどあらゆる階層符り」を敢行し、彼等を日本の地に連行した。

されたものであるが、この稿では、いままでにあまり学問的研究の

賀・能登の歴史と文化に関する研究上の空白期を埋めるために組織

本研究会は、一つには加賀藩の中の渡来朝鮮人の問題という、加

対象とならず、かつ世人の目にほとんど触れることのなかった、近

唐津・福岡・小倉・長門・広島・岡山・姫路・兵庫・伊予・土佐・大多数が西国で占められ、具体的には、壱岐・対馬・薩摩・熊本・ら漏れ、あるいはまた帰国を断念し、その結果、日本の各地で定住ら漏れ、あるいはまた帰国を断念し、その結果、日本の各地で定住を漏れで、からはまた帰国を断念し、その結果、日本の各地で定住東南アジアとかインド方面に売り飛ばされたが、一方、西国諸大名

讃岐・阿波・紀州・大坂・京都・名古屋・静岡・江戸、等々に彼等

のである(2)。

化融合により日本人化が急速に進むのが一般であった。 を存続し易く、こういう所では、朝鮮風の地名・町名ないし橋梁名がとは、一典型)と個別分散居住型に分別できる。集団居住型においては、朝鮮人としての民族性や、その文化や伝統が比較的居住型(苗代川が一典型)と個別分散居住型に分別できる。集団居住居住型(苗代川が一典型)と個別分散居住型に分別できる。集団居住常別では幼少が少なくないことも際立った一つの特徴を示してい齢別では幼少が少なくないことも際立った一つの特徴を示してい学者・文人・武人・官僚・宗教者などに分かれ、性別では婦女、年齢別が印された。これを階層別・身分別にみると、農民・職人・の痕跡が印された。これを階層別・身分別にみると、農民・職人・の痕跡が印された。これを階層別・身分別にみると、農民・職人・

本の文化の発展に少なくない貢献をしたのであった。 本の文化の発展に少なくない貢献をしたのであった。 は、こうして渡来朝鮮人は、朝鮮の文化を日本にもたらし、近世日れ相応の利便があったであろうことを看過すべきではない。とにかたについては、人道上の側面が皆無だったとはいえなかろうが、そ身のため彼等を利用した。諸大名が領国内に渡来朝鮮人を住まわせ 事の文化の発展に少なくない貢献をしたのであった。 がというち、とくに学問とか技

ところで、当の朝鮮侵略の際の藩祖・前田利家の立場と行動につ

た。この点で、渡海した西国諸大名などと同一歩調をとらなかった日本における後方支援を策定したのであり、渡海軍に加わらなかっなどを担当したとされる。すなわち利家は、名護屋陣所で待機し、造作を命ぜられ、徳川家康とともに在陣の兵制・職制・編伍・方略人)をもって名護屋に出陣したといわれるが、この地で名護屋城のいてであるが、秀吉の出陣命令に対し、彼は兵八千人(または一万

相対的に少なかったことの一つの原因であろう。な位置を占めていたにもかかわらず、加賀に渡来した朝鮮人の数がな位置を占めていたにもかかわらず、加賀に渡来した朝鮮人を強制連行しなければならない。彼は、朝鮮から自らの手で朝鮮人を強制連行家が渡海軍の一員とならず、自ら朝鮮に出動しなかったことに注目家が渡海軍の一員とならず、自ら朝鮮に出動しなかったことに注目を消費における渡来朝鮮人の問題を考察する時、まず第一に、利

鮮出兵という軍事行動に心底共鳴・賛同していたとは思われない。
 家は、明確な言動の形で朝鮮侵略を批判はしなかったけれども、朝をと渡海中の反乱を懸念して、これを諌止したとされる。これは、一つには無謀な朝鮮出兵に対する彼なりの否定的・批判的な感情に起因する行動であったかもしれない。彼にとって、自らの領国支配起因する行動であったかもしれない。彼にとって、自らの領国支配。
 立れは、秀吉の身の強立と安定こそが緊急の関心事であった等止したとされる。これは、一つには無謀な朝鮮出兵に対する彼なりの否定的・批判的な感情に望み、主張したものではなかったことである。秀吉本人が渡海して望み、主張したものではなかったことである。秀吉本人が渡海して第二に指摘したいのは、この度の朝鮮出兵は、利家自身がそれを第二に指摘したいのは、この度の朝鮮出兵は、利家自身がそれを第二に指摘したいのは、この度の朝鮮出兵は、利家自身がそれを第二に指摘したいのは、この度の朝鮮出兵は、利家自身がそれを、

藩が、朝鮮からの人的略奪や強制連行に直接手を下さなかったこと、加賀藩に渡来した朝鮮人の問題を考察する場合、利家そして加賀

とが必要であろう。 二点を、これからの検討のための前提として、まず確認しておくこ及び藩祖利家がこの出兵・戦争を歓迎していなかったこと、以上の

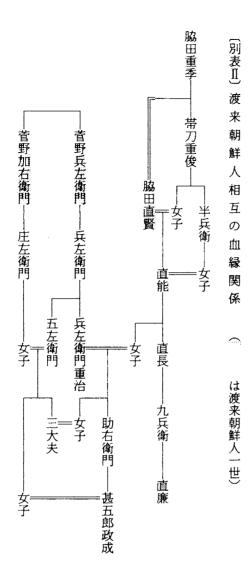
## 二 来藩した朝鮮の人びと

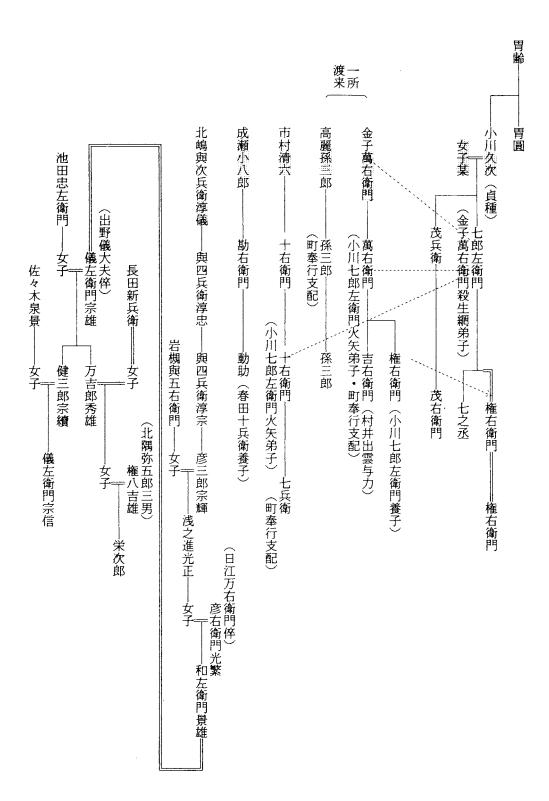
〔別表1〕 加賀藩における渡来朝鮮人一覧

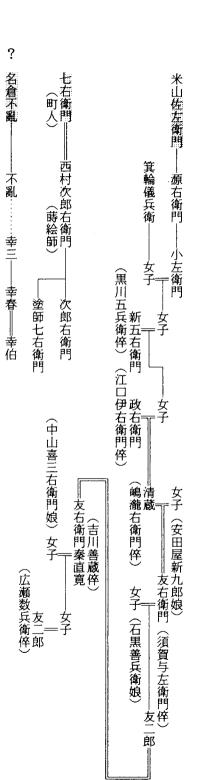
いま考察の便宜上、これを一覧表にして提示すると、次の通りであ績については、断片的ではあるが、藩政時代の文献史料に散見する。渡来し、この地に定住するに至った朝鮮人の人名・経歴あるいは事秀吉の朝鮮侵略によって日本に強制連行され、その後、加賀藩に

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
(4) (3) (2)	(3)	(4)	(5)
小川 忠 勝 門 思 勝	<b>菅野</b> 兵	Л	金子萬右衛門
忠   左   石   衛   勝   門   門	左 衛 門		石衛門
貞 漢 漢 種 某 某			
久山     元     如       次海     森     数       次     门       次     記		<del>-</del>	
利長 利長 利長 利長 一	加賀へり利常召抱	坂⇔利長召抱加藤清正の捕虜⇔大	利長召抱
七十歳歳歳	七歳		
東行・公事場奉行・除知 春行・金沢町奉行・除知 高麗餌指		(殺生御用) 火矢方御用 (殺生御用)	・火矢※ ・火矢※ ・火矢※ ・火矢※ ・火矢※ ・火矢※
男銀 六百石 七百石 千百石 十次 十百石 十次 十二 十次 十二 十次 十二 十次 十二	六百石	石応三	行支配 俵、後町奉 切米二十六
寛 正 明 永 保 曆 15 3 3	正保3	寬 永 15	<b>慶</b> 安 5
『諸士系譜』『亀の尾の記』		『可観小説』 等一件』『国事雑抄』 『火矢方小川家由来書	郎左衛門弟子/豆腐)『慶長十年侍帳』

(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)
名	式		<del> </del>	北	七		高	市
倉		(女子一人)	皇	嶋	右	成瀬小八		村
不		<del>-</del>	<b>差</b>	淳	衛	小	孫一	清
亂	部		米山佐左衛門	儀	門	郎	<b>麗</b> 孫 三 郎	六
			秦	劉				
			某	某	氷 天 齋			
					<i>,</i> , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
不異明国	嫁唐	る (小	長捕	捕	捕虜	捕	宮工京毛	捕
者•	嫁す) 唐人(娘が不破氏に	る)(小川忠勝の妻とな	長、鉄砲者申付、捕虜⇔利家連行、	捕虜⇔利長召抱	劈	捕虜⇔利長召抱	宮内取次で御目見得工⇒利常時代に小幡京都にて馬具武具細京都にで馬具武具細	捕虜⇒利長召抱
虜か	不破	の 妻	申連付付	召物		召物	御代具捕	召为
捕虜か否か	氏に	とな	利	152		152	見小具カー	. 12
				幼			10 18 444 0	·
			九八歳	幼少				
外 科 医			鉄 砲 者	絵方御細工者	養町子、一	餌 指	子、御	鷹狩・火矢※ 殺生御用=高麗餌指
				細工	蒔絵細工師 ・豆腐商売		御細工人並	火用
(利常に仕)				者	細 西 工 売		人 並	※ 局
生					師			餌 指
		-		_				•
吾			米二十一俵不明、子切	三人扶持切米四十俵	持 米百俵	切米十俵	町奉行支配 持 子十一人扶 人扶	切米十三俵十右衛門時 銀五枚 子
			十 `   一子	扶四持十	米四百人	十 俵	行 一下 支 人置	十衛枚二門
			俵 切		俵扶	PA.	配 扶苗	<b>俵時子</b>
		正保元	寛永頃	<b>慶</b> 長 15	寛 永 2			:
			頃		2			4
E	(	の「国」	米由	衛門・権八)『由緒書』	国	国慶	国	郎左衛門弟子/豆腐)『国事雑抄』(小川七『慶長十年侍帳』
国事雑抄』	(不破氏)	事 女 <b>雑</b>	(米山友三	側門・権八門・権八	国事雑抄	『園事雑抄』	【国事雑抄』	左衛門弟子/豆国事雑抄』(小慶長十年侍帳』
抄	譜	女子一	= -		抄	抄年	抄	弟抄年    子 ┣ 侍
		人捕	(米山友三・友二郎)	北峰		帳		/ 伝帳
		の内、女子一人『国事雑抄』捕虜七人	郎	(北嶋儀左				萬川 (
				工	l		L	L L







# 二 いくつかの問題とその考察

どは、秀吉の朝鮮侵略により強制連行された人びとであった。もと情」、「韓人」などの諸語で言い表わすこともあった。「異國」・「異國者」は外国・外国人を総称する語でもあり、また「唐人」、「韓人」などの諸語で言い表わすこともあった。「異國」・「異國者」は外国・外国人を総称する語でもあり、また「唐人」は、朝鮮人だけでなく、中国人(後には欧米人も)を指称する場合には、朝鮮人だけでなく、中国人(後には欧米人も)を指称する場合には、朝鮮人だけでなく、中国人(後には欧米人も)を指称する場合には、朝鮮人だけでなく、中国人(後には欧米人も)を指称する場合には、朝鮮人だけでなく、中国人(後には欧米人も)を指称する場合には、朝鮮人のことを「朝鮮」ない「高麗」の語を用いるのが普通だったようである、『シに「朝鮮人」、「新羅」、「朝鮮人」、「高麗」・「高麗」・「高麗」・「高麗」・「朝鮮人のことを「朝鮮」・「朝鮮人のことを「朝鮮」・「朝鮮人のことを「朝鮮」・

れた枠内における、あるいは止むを得ぬ選択であったと見做すのが、聴という形式の来藩にみえる場合でも、彼等にとってそれは、限ら選択できる状況に置かれていたとはとても考えられず、かりに、招達したいうよりは、むしろ利長らの意思ないし思惑が彼等の来藩に強たというよりは、むしろ利長らの意思ないし思惑が彼等の来藩に強たというよりは、むしろ利長らの意思ないし思惑が彼等の来藩に強たというよりは、むしろ利長らの意思ないし思惑が彼等の来藩に強たというよりは、むしろ利長らの意思ないし思惑が彼等の来藩に強たというよりは、むしろ利長らの意思ないし思惑が彼等の来藩に強たというが、は、むしろ利長らの意思ないし思惑が彼等の来藩に強たというが、定任えるに至った例、などに分類することができるが、をれた枠内における、あるいは止むを得ぬ選択であったと見做すのが、定住本という形式の来藩にみえる場合でも、彼等にとってそれは、限ら誰という形式の来藩にみえる場合でも、彼等にとってそれは、限ら語というが、は、自己の本語を表表した。 (1)協田直賢のように、「通家之先であるが、第位という形式の来藩にみえる場合でも、彼等にとってそれは、限ら語というが、をはないのが、は、自己の本語を表表した。 (1)協田直賢のように、「通家之、「はない」というに、「はない」というには、「はない」といる。

を得なかった筈であろう。・③・⑪・⑪)となれば、なおさら、他者の命に従い、移住せざるより実状に近かったであろう。ましてや年端もいかない子(⑴・⑵

ば朝鮮文化の伝授者であったところに、一つの史的意義を見出すこ 渡来朝鮮人の数はけっして多くはなかったけれども、彼等は、いわ 可能性もまったく否定できない^~。そういう意味で、加賀藩への ず、万金丹の製薬伝授も行われ、あるいは豆腐の製法が伝えられた さを窺知することができると思えてならない。ご教示を得たい。 能集団の採用という行為を通して、利長らの朝鮮文化への関心の深 故に来藩を促し、召抱えたということではなかろうか。こうした技 が、「作文」の才(⑴)といい、なんらかの才能・技術を有するが 第一に、渡来朝鮮人に対する同情・憐愍の念が挙げられる。それも、 餌指の採用などには、藩主の鷹狩趣味もからんでいたかもしれない から判るように、特定の技能を会得していた人びとであったらしい。 は高麗餌指・火矢方(火矢高麗流)・御細工者などの職に就いたこと の朝鮮人(4・5・6・8・10か)を連れて来たようである。彼等 利家、そして加賀藩に朝鮮侵略への否定的感情があったとすれば、 年齢が若ければ若いほど募るであろうし、また前節で述べたように、 と、利長は大坂から金沢に帰ってきたが、おそらくこの時、幾人か の方が、より重要であろうと考える。一五九七年に利家が死去する 才能や技術に着目したことが挙げられる。むしろ、この第二の理由 こうした心情は一層倍加されたに相違ない。第二には、彼等の持つ 朝鮮文化の藩への伝来は、高麗流の火矢や餌取の技法にとどまら 藩主利長・利常が朝鮮人を藩に招来または連行した理由としては、

がヘラン、これは当を得ていないというべきであろう。をもって藩に仕えなかったという見解を唱えた先学もおられたとができよう。かつて、郷土史家の中には、彼等の多くの者は特技

鷹狩は、もともと大陸から伝来した狩猟の一方法で、鷹を山野に 鷹狩は、もともと大陸から伝来した狩猟の一方法で、鷹を山野に 鷹狩は、もともと大陸から伝来した狩猟の一方法で、鷹を山野に 鷹狩は、もともと大陸から伝来した狩猟の一方法で、鷹を山野に

ではない、9)。 濯方法となにも関係がないのか否か、まだ確たることがいえる段階 右衛門なる人物が旧魚屋町で営んだとされる異国張りが、朝鮮の洗

来藩した人びとの定住形態は、いわば孤立分散居住型であり、渡来藩した人びとの定住形態は、いわば孤立分散居住型であり、渡来藩した人びとの定住形態は、いわば孤立分散居住型であり、渡来藩した人びとの定住形態は、いわば孤立分散居住型であり、渡来藩した人びとの定任形態は、いわば孤立分散居住型であり、渡来藩した人びとの定住形態は、いわば孤立分散居住型であり、渡

ば生起する切ない心情であったと思う。

である。

である。

である。

の日本で習得した技能を、自らの生活を支える基盤としていたことして看過し得ないのは、彼等の多数が祖国朝鮮で、あるいは渡来後ま惨な状況に追い詰められたような人は見出せないようである。そあったが、少なくとも史料の上からは、極貧層に相当するような、は無理である。餌取を業とした人びとの俸祿は、きわめて低額ではは無理である。餌取を業とした人びとの俸祿は、きわめて低額では渡来朝鮮人の生活状態は、藩内における身分・階層の差異によりである。

・意識に関する問題がある。祖国から文字通り引き裂かれる形で連の地でどのような思いで日々の暮らしを営んだのであろうか。心情ところで、この加賀藩で定住生活に入った人びとは、異境・異域

がたい念は、直賢一人のみならず、すべての渡来人の胸中にしばしの山河景観を彷彿し、懐旧の涙を流したというが、かかる故郷忘じの山河景観を彷彿し、懐旧の涙を流したという記載があるように⟨≧⟩、西走。以彷彿故國地景。垂思郷涙云」という記載があるように⟨≧⟩、と思われる。「直賢毎遊小龍野臺牛阪上。目送自稚松山下晁水流尾あるにしても、やはり、しばしば望郷の念に駆られたに相違ない、行された彼等にしてみれば、渡日時の年歯の違いにより多少の差は

御恩と奉公を紐帯とする封建的主従関係と近世的身分秩序の真っ直 牌前ニ納奉ル。……愁涙難止。」と記述したが、これらの文言に、 堪」、利常の死去の時には、「予、悲嘆ノコ、ロサシ百句ヲツラネ 哉」、光高の急死には、「其程ノ次第難尽筆紙。予カナシミニ不 の死去に際し、「予悲ノアマリニ、四方はみな袖乃あまりの五月 誠心にも、加賀藩士の優れた一員になり切ろうとした姿勢や意気込 じ、やがてはこれを他人に教示するほどの境地に達するというよう ラヒ、哥道執心ス。」とあるように、歌道に励み、数多の連歌を詠 ばならなかった。同化・融合への試みは、たとえば直賢の場合、そ みを感じることができる。これも同伝に収められた文言だが、利長 始めとして家臣としての奉公を通して表わされた、藩主に対する忠 な意欲的な取り組みに示されたが、『コン、一方、大坂の陣での武功を の自伝に「予、家業作文タリトイヘトモ、ヲノツカラ和國ノ風ニナ 行かざるを得ず、日本人の中に溶け込み、「世間」に馴化しなけれ かわらず、渡来人としても、同藩の人びとの文化に同化・融合して しかしながら、当地で永住し続ける限り、好むと好まざるとにか

的意識を垣間見ることができるであろう。この民族的意識は、中国 張してさえいたのであった。こうした言動を通しても、彼等の民族 麗」・「高麗者」と、その出自が明記されており(ほ)、「高麗屋 する外国人としての自己存在を隠蔽したり、忘却したりすることな <sup>(B)</sup>、彼等はその出自を隠さず、逆に朝鮮出身であることを自己主 く、むしろ肝心のところでは、朝鮮人であることを内外に意思表示 ゅう」の墓に埋葬されたことなどが示すように´叫`、朝鮮を祖国と は「名ノミムカシニカヘリ如鉄ト改メ」、さらに朝鮮式「土まんじ の「帝都」という語で示し、同じく「家業作文」と自負し、隠居後 鮮帝都」、「帝都敗北ス」と記し、祖国の首都を日本の京都と対等 意識を喪失していなかったと思う。直賢は、自伝の中で、「生國朝 していた。これは後世のことであるが、『由緒書』などに「本國高 き方であった。しかし彼等は、朝鮮人としての誇り、いわば民族的 起こすことなく平和の裏に過ごすためにも、選択せざるを得ない生 めには避けられぬことであり、日本人との間で大きな文化的摩擦を ・「異国屋」・「唐仁屋」という屋号を掲げて生業を営む者もおり 同化と融合は、孤立分散した渡来人が当地で永住し続けて行くた

と行動の交差する中で定住生活が続けられたのであろう。の地で生存するため同化と融合の道を歩む、こんな風に複雑な心理は望郷の念に駆られ、民族的意識を喪失することなく、しかし、こる自負心に裏打ちされたものでもあった、と推考される「『」。時に日本の侵略に対する抵抗の中で増幅されたものでもあろうが、学問日本との長期にわたる歴史的緊張関係の過程で形成され、今次の

に向かって身構える姿勢もさほどみられず、表立った偏見とか差別 民の利害得失に直結すると意識されることもなかったため、朝鮮人 人への差別意識が潜在していたとしても、それが顕在化する社会的 が発生する状況にはなかったと思われる。人びとの深層心理に朝鮮 なかったであろうため、そしてまた、渡来人の存在自体が藩士・藩 統を墨守し、日本人に対し扉を閉ざすような閉鎖的な生き方を選ば 活に融合するように努めたであろうし、おそらく、祖国の文化や伝 い。しかも渡来人たちは、日本人と交通し、交流を深め、在地の生 とにとって、日常的にはほとんど意識しない存在であったに相違な 故、彼等はきわめて目立たない存在であり、日本人である藩の人び 分散居住型であり、四囲すべて日本人の中に点在する状態であった 受け止めたのであろうか。一般論として、この度の朝鮮侵略におい に関心を寄せていたと想定される。また、渡来人の定住形態が孤立 技を有する者を連れて来たことからも判るように、藩主は朝鮮文化 渡来人に一定の同情の念を持っていたであろうし、当初、才能や特 て渡海せず、強制連行に自らの手を汚さなかった加賀藩としては、 それでは、当地加賀藩の人びとはこれら渡来朝鮮人をどのように

はあるまいか。ご教示を乞う次第である。 はあるまいか。ご教示を乞う次第である。 はいたのであることが絡んでいるのか否か、一考を要する問題で対られたことを記載した部分である。直賢がなに故、他人に讒言されたのか、という疑問である。彼が朝鮮人であるにもかかわらず近めれたのか、という疑問である。彼が朝鮮人であるにもかかわらず近心で重く取り立てられるに至った時、他人の讒言に遭い、閉居を命じて見られたことを記載した部分である。直賢がなに故、他人に讒言されたのか、という疑問である。彼が朝鮮人であるにもかかわらず近がられたことを記載した部分である。直賢がは、他人に讒言されたのか、という疑問である。 とが いっという問題が はあるまいか。 ご教示を乞う次第である。 はあるまいか。 ご教示を乞う次第である。

#### おわりに

らは、本科学研究費補助金(「日本近世初期における渡来朝鮮人の干の問題点を指摘し、各々につき少しく考察を加えてきたが、これこれまで、加賀藩の渡来朝鮮人について一覧表等を参照しつつ若

たものである。 研究 ――加賀藩を中心に」)による研究会での報告に基づき作成し

ご教示を賜ることができた。論点は多岐にわたったが、とりわけ、 ながら、今後一層の究明を目指す所存である。 足の一趣旨から判ずれば、いささかの成果をあげ得たという自己評 問題に拘泥し過ぎた結果となった。渡来人に関する史料を発掘・調 設定すべきであったが、いきおい事実関係の解明に追われ、 の国際関係及び初期幕藩体制の中に位置づけて究明する広い視角を 国際的意識の形成の歴史的性格にかかわる問題であり、近世初期に 問題に論議が集中した。これらは、近世初期日本人の民族的主体と 来の性格、つまり藩への渡来に強制連行的な性格を認めるか否かの 近世初期の日本人と朝鮮人の民族意識に関する問題、加賀藩への渡 価もないわけではないが、これを起点として、大方のご示教も仰ぎ 査し、その歴史的事実を可能な限り明確にするという、本研究会発 おける封建的家臣団の編成のあり方と深く関係する問題でもあろう。 研究会では、筆者の荒削りな報告に対し、数多のご批判と貴重な 本来なら本稿で、 加賀藩における渡来朝鮮人の問題を、東アジア

対し、会員諸賢のご寛容を乞うものである。末筆ながら、研究会でのご教正をこの稿に生かせなかった不躾に

#### 注

近刊の北島万次『豊臣政権の対外認識と朝鮮侵略』(校倉書房、長役における被擄人の研究』(東京大学出版会、一九七六)参照。(1)日本に連行された朝鮮人に関する詳論は、内藤雋輔『文禄・慶

# 一九九〇)も必見の大著である。

- (3)『如鉄家伝記』冒頭、及び『由緒書』等。
- 万金丹伝授については、『亀の尾の記』唐人屋敷・天神町参照。(4)豆腐商については、『国事雑抄』氷天齋、市村七兵衛の各条、
- (六三頁)。 賀藩に朝鮮活字印刷工と銅活字が伝来したと推定されている 氏が金沢の古美術商で見付けた抹茶碗と箱書を根拠にして、加 鮮活字」(『石川郷土史学会々誌』一四号、一九八一)があり、 が出り、二五頁。なお、同氏には「加賀藩文禄役被擴人子孫と朝 (5)山森青硯「前田家と朝鮮本」(『書誌学』復刊新一五号、一九
- (6)『国事雑抄』(巻末史料集)。
- 七、一八九~一九二各頁。

  で、一八九~一九二各頁。

  で、一八九~一九八二)四一一~四一五頁。『石川県神社志」
  の六頁。田中健夫「朝鮮の鷹」(同『対外関係と文化交流』(7)田川孝三『李朝貢納制の研究』(東洋文庫、一九六四)一七一~
- 俗博物館研究報告』一七集、一九八八)には、秀吉の朝鮮侵略(8)宇田川武久「壬辰・丁酉の倭乱と李朝の兵器」(『国立歴史民

藩の問題については言及がない。
本の問題については言及がない。
おして、両編とも、朝鮮から日本への影響、及び加賀日本における火器(鉄炮)の普及と生産につき詳論があるが(九火器の普及と生産」(同書、二五集、一九九〇)では、近世初期学んだことが詳述され(一~一四七頁)、同「近世初頭におけるによって李朝が国土保全のため日・明の兵器と戦法を積極的に

なお、小勝郷右『花火―火の芸術』(岩波書店、一九八三)にない、「慶長年間の頃から、いろいろな資料に和製硝石に関するは、「慶長年間の頃から、いろいろな資料に和製硝石に関するは、「慶長年間の頃から、いろいろな資料に和製硝石に関することができたと伝えられることとも関係があるかもしれない。」とができたと伝えられることとも関係があるかもしれない。」とができたと伝えられることとも関係があるかもしれない。」とができたと伝えられることとも関係があるかもしれない。」とができたと伝えられることとも関係があるかもしれない。」で会別で遺伝が、硝石の製造法が明の捕虜から伝授されたという伝聞が記されているが、筆者はまだその根拠を確認していない。「金沢古蹟志』(金沢文化協会、一八九一)巻一四。異国張りは、「アー大の芸術」(学校書店、一九八三)に、「東京で、「大田大学」(学校)の「大田大学」(学校)の「大田大学」(学校)の「大田大学」(学校)の「大田大学」(学校)の「大田大学」(学校)の「大田大学」(学校)に、「大田大学」(学校)の「大田大学」(学校)の「大田大学」(学校)の「大田大学」(学校)の「大田大学」(学校)の「大田大学」(学校)の「大田大学」(学校)の「大田大学」(学校)の「大田大学」(学校)の「大田大学」(学校)の「大田大学」(学校)の「大田大学))に、「大田大学」(学校)の「大田大学」(学校)の「大田大学」(学校)の「大田大学」(学校)の「大田大学」(学校)の「大田大学))に、「大田大学」(学校)の「大田大学))に、「大田大学」(学校)の「大田大学)(学校)の「大田大学)(学校)の「大田大学)(学校))に、「大田大学)(学校)の「大田大学)(学校))に、「大田大学)(学校))に、「大田大学)(学校))に、「大田大学)(学校))に、「大田大学)(学校))に、「大田大学)(大田大学)(大田大学)(学校))に、「大田大学)(学校))に、「大田大学)(学校))に、「大田大学)(学校))に、「大田大学)(学校))に、「大田大学)(学校))に、「大田大学)(学校))に、「大田大学)(大田大学))に、「大田大学)(学校))に、「大田大学)(学校))に、「大田大学)(学校))に、「大田大学)(学校))に、「大田大学)(学校))に、「大田大学)(学校))に、「大田大学)(大田大学)(学校))に、「大田大学))に、「大田大学)(学校))に、「大田大学))に、「大田大学)(大田大学))に、「大田大学))に、「大田大学)(大田大学))に、「大田大学))に、「大田大学)(大田大学))に、「大田大学))に、「大田大学)(大田大学))に、「大田大学))に、「大田大学)(大田大学))に、「大田大学))に、「大田大学))に、「大田大学))に、「大田大学))に、「大田大学))に、「大田大学)(大田大学))に、「大田大学)(大田大学))に、「大田大学))に、「大田大学)(大田大学))に、「大田大学)(大田大学))に、「大田大学)(大田大学)(大田大学)(大田大学)(大田大学))に、「大田大学)(「大田大学)(大田大学)(大田大学)(大田大学)(大田大学)(大田大学)(「

- (①)『亀の尾の記』唐人屋敷・天神町。
- (1)餌指・餌指町に関しては、高室信一『金沢・町物語 町名の由

来と人と事件の四百年』(能登印刷出版部、一九八二)五六~五 『石川県地名大辞典』(角川書店、一九八一)七九八頁参

- (1)『燕台風雅』巻四、脇田直能条。他に『加賀藩史稿』巻一二、 脇田直賢、『亀の尾の記』ケイゴ山の各条参照。
- (1)『御夜話集』上巻によると、直賢は板津八兵衛の弟正的(検校) に連歌を教えた。
- (14)一九八七年一一月二六日付『北陸中日新聞』の記事によると、 じゅう型(高さ一メートル余り、直径二、三メートル)の墓など 高岡市在住の中島正之氏が、野田山墓地後割で金如鉄の土まん 一三基を発見したとある。
- (15)『由緒書』には、たとえば「一 三拾五俵 生四十八歳 北島權八劉吉雄」「一 九世之祖父 北嶋故與次 本國高麗 金澤出

兵衞淳儀 本國高麗 與次兵衞儀素生高麗國之者……」「一 四拾五俵 金澤出生四十一歳 北島儀左衞門劉宗信」とある。

(16)屋号「高麗屋」等については『国事雑抄』参照。

『国事雑抄』高麗網張並異国人之子孫御尋条も参照。

- (17)筆者の未検討の問題に属するが、直賢以後、数代にわたって作 賢らの、なんらかの民族的意識の現われかもしれない。 方式を採用したものといわれているが、このような作庭も、 庭された玉泉園(小将町、石川県指定名勝)も池泉回遊式で朝鮮 直
- 、18)薩摩藩では朝鮮人陶工と日本人との婚姻を禁止した。こういう 政策も薩摩藩民の中に差別意識を醸成する要因となった。有馬

76

金沢古蹟志 亀の尾の記

兲 奀

(『史艸』四号、一九六三)四〇頁。 美智子「薩摩藩に於ける対朝鮮人政策 薩摩焼を通して―― 」

リズムの意で用いており、近世初期の日本・朝鮮に近現代的な 民族が成立したことを前提にして論じたわけではない。 なお本稿では、民族はエトノス、民族的意識はエスノセント

#### 史 料 集

目 次

$\overline{}$	$\overline{}$										$\overline{}$	
5	4	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	3	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	2	1
_	_	4	3	2	1	_	$\widehat{\underline{4}}$	$\widehat{\mathfrak{Z}}$	2	$\widehat{1}$	_	_
可	国		$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	先		$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	諸	火
観	事	*	*	1k.	1Ł	袹	H	不	烘	沓	干	矢
爪	姓	ili	ili	真	崲	苗	幂	<b>₩</b>	4	軽	玄	分
【5】可観小説	国事雑抄	岩	岩	旌	差	【3】先祖由緒	产	不破氏	À	菅野氏	【2】諸士系譜	心
EV.	יענ	竺	米山友三	兀	北嶋義門	## —	~	1	-	-	ин	ΠĒ
:	:	郎	_	, (	1 1	裄	:	:	:	:		【1】火矢方小川家由来書等一
:	:	ĽΡ	:	•	:	類附帳		:	•	:		<b>本</b>
:	:		:	:	:	#E	:	:	:	:		中山
:	:	:	:	:	:	收文	:	:	:	:		本
:	:	:	:	:	:		:	:	:	:		意
:	:	:	:	:	:		:	:	:	:		#
:	:		:	:	:		:	:	•	:		
•	•	•	:		•		•					件
							:					
:	:	:	:	:	:		:	:	:	:		:
:	:	:	:	:	:		:	:	:	:		
:	:	:	:	:	:		:	:	:	:		:
•	•	•	•		•		•	•	:	•		•
:	:	:	:	:	:		÷	:	:	:		:
:	:	:	:	:	:		:	:	:	:		:
:	:	:	:	:	:		:	:	:	:		:
•	:	:	:	:	:		:	:	•	:		:
:	:	:	:	:	:		:	:	:	:		:
:	:	:	:	:	:		:	:	:	:		:
:	:	:	:	:	:			:	:	:		:
:	:	:	:	:	:		:	:	:	:		:
<b>7</b> 5	<b>7</b> 12	pu	773	pu	=		=	=	=	==		_
吾	咒	哭	꼂	24	八		鼍	兲	臺	三		VЧ

頁

# 【1】火矢方小川家由来書等一件

横山政和「献」

火矢方小川家由来書等一件

<u>り</u>

御家老方

微妙院様ゟ名跡相續被

相傳之火矢打御用、可奉願旨申置候ニ付、則壱貫目之筒弐挺献上

仰付候。久次遺言:は所持之火矢筒献上仕

敷旨等、

於御横目所誓詞被

仰付候。

衛門乊相傳仕、寛永十五年病死仕候ニ付、同年七郎左衛門義

仕候所、竹田市三郎御取次||| 高段々 御懇之 御意を以、金子三拾

仰付、火矢打御用被

仰付、諸事右市三郎申談后、火

仰付、段々出来仕、

矢御用相勤、両拝領被 ぬ

相傳之薄かな張ねり筒被

度々御時服并金子拝領被 も出来、毎度稽古被 堅被 其後万治元年、 行百五拾石拝領被 承應二年江戸表江御発駕之御供仕、越中境迄罷越候所、於境御知 候。追々拾貫目迄之御筒出来、其外別紙書記候通之品々御道具共 右工夫之ほうろく火矢を以、稽古被 仰付候。尤御隠密御用之段 壱貫目・六貫目之御筒并矢之根薄かな張傳受仕、鉄'売為張立出来' 於浮柳棒火矢を以、度々稽古仕候得共、堅固之敵城江打込申候兩 仕出候に付、大筒被一仰付、小松町鉄細工人御雇、誓詞被 棒火矢高ハ焼立申義薬勢弱、無心許奉存、ほうろく火矢工夫 仰渡候。依之、加様成流儀他家ニ無御座候。御家迄ニ御座 仰付、 仰付 御城櫓 な 早速罷帰候様被仰渡、 仰付、御懇之蒙 御覧被遊候由ニ御座候。 御意相勤罷在候所、 小松江 罷帰申候 仰付、

微妙院様御逝去被遊候:付、同二年、

候。其砌ヶ町御奉行支配被の仰付、代替ニハ御意之外弟子取申間井出来仕、宮腰江罷越、うつ木濱ニおゐて被の付候御様子御座仰渡、御大工之せかれ等木方鉄方之御細工人段々被。召抱、仕方仰渡、則只今之火矢御細工所被の付。尤御隠密之御役所ニ被松雲院様御代、小松麦ヶ御當地江被為召、御役所屋敷見立可申旨被

右貰請置候せかれ権右衛門江一子相傳之趣迄も傳候事故、やはり請養育仕、高麗流之火矢不残相傳仕置候。其後男子出生仕候得共せかれニ金子万右衛門嫡子ニ御座候所、赤子之内を七郎左衛門貰三代目権右衛門義、実は高麗を取子七人之内、金子何某と申者之

知行被召放、遠嶋被 仰付罷在候所、元禄三年被 年御用方之義:付強相願候所、對町御奉行江不調法之義出来、 置候分五拾石配分、火矢打御用被 仰付候。権右衛門義、 上、其段御断申上候所、寬文十一年七郎左衛門遺知之内、被 高麗流之火矢相傳可仕候旨被 右衛門江百石被 下置、火矢打御用被 願候所、寛文六年養父七郎左衛門為跡式、遺知百五拾石之内、 子ニ御座候間、七郎左衛門遺知相續被 仰付候様、権右衛門を奉 之砌、先達m出生之男子七之丞と申候m、幼少ニ御座候得共、 権右衛門を嫡子ニ立置申候。然處、権右衛門養父七郎左衛門病死 持被 下置、最前之通町御奉行支配:被 仰渡候:付、養育仕火矢相傳仕候 仰付、七之丞義養育仕 仰付、火矢打御用相勤 召返、拾人扶 同十二 御

、火矢之義、品々御座候商、別紙ニ書記候通御座候。拵様仕懸打 仰付候稽古之儀も奉願候得共、未不被 **御細工人中迄 \new 随分入情仕、追々御筒等出来仕、近年加様義被** 三年ゟ厳敷御倹約に付、享保十年迄久々稽古不被 代之内病気 斎稽古不被 仰付年も御座候御様子:御座候。元禄十 よ元禄十二年迄ハ一年ハ〔二〕両度、或壱度被 稽古之事ハ、前段ニも調候通、最初ハ毎月も被 方薬拵等之義は、秘密被成置候に付、此書面には顕不申候。且又 翌九年御道具不残焼失仕候。其後御入用過分不相懸様仕、 年ゟ不被 仰付候に付、段々奉願候に付、宝曆八年被 年ゟ於湊濱稽古被 口傳迄、高ハ無覚束、甚辛労仕候。右於湊濱稽古被 仰付、延享四年迄隔年被 仰付成長之せかれも御座 仰付、寛文年中 仰付候處、 仰付、其内私先 仰付候。同十 仰付候所 仰付候 同五

、先年は御歩横目被附置、且又与力壱人定番御歩壱人御指加置被

格別心安御座候。

成候。其以来は御歩横目も相止、私共両人并御細工人中迄:相成、

、御細工人は先年な木方四人・鉄方五人・真鍮金物方壱人、都合 、先年ゟ出来被 夥敷拵置候二付、細工さ<<br />
相應二仕候得は、右かい形を以仕候故<br /> 細工宜甚御用相立候者で、私共ゟ申談候趣を以種々相考、御筒臺 方ハー向形相知不申候所、木方御細工人之内吉田故七郎兵衛義、 先御指支無御座候。宝暦九年御道具焼失、金物は形残候へ共、 勤候へ共、只今は右細工達者もの両人指懸候御用は相應相勤候故 此儀は鉄方に壱人真鍮細工方指懸候義は相兼、相勤可申旨申聞相 候。鉄方:両人近来希成達者:細工仕候。真鍮細工方欠人候得共 何茂御細工相應:仕相勤、其内當時木方:細工達者:仕候者御座 出奔仕、其以後八人、當時ハせかれ壱人御雇「商都合九人ニ御座候。 拾人御座候処、二十ケ年以前木方壱人、其以後真鍮金物方壱人、 被入置、一月二六度宛私共之内壱人并御細工人罷出、掃除磨仕候: 訳は風こより御城江音強響申事御座候故、遠方江被遺候由申傳候。 挺全七郎兵衛壱人手懸出来仕。夫ゟ臺木等夫々之かい形と申を 仰付候火矢御筒等、鶴之御丸水之手御門御櫓江

御座程ニ御座候稽古被の仲付候節ハ、御修覆無御座候mは相成不彼地に舟廻㎡被遣、数年来御用相立候処、當時は損懸戸は形も無囲簀垣㎡、元禄五年於宮腰出来之所、於湊濱稽古就被の仲付候。、稽古御小屋之儀は、弐間半ニ六間畳御小屋被の付、屋根懸戸

近年仮御横目も不被

仰付候。

御賄方:ハ御細工人之内両人仮御横目加役被

仰付、

相勤候処、

省畧仕候ぁも、宝暦八年御入用ニ増懸候様奉存候。尤御道具之儀 御入用之義ハ、稽古之節用申御道具等も焼失仕、其上諸色高値で 稽古之御入用七百目斗御座候。當時稽古被(仰付候得は御小屋御 年ニ拾壱貫目斗之御入用之御様子御座候。段々難儀仕、宝暦八年 申候。寛文之頃ゟ元禄之頃迄ハ御細工所御入用并稽古御入用一ケ 屋仕廻二日、往来之日二日、其外雨天御座候得は、日数相懸可申 仕候mは相成不申候。左候得は、御小屋拵二日、御道具認并御小 は、重而被 修覆料も相懸候得共、此義ハ重m御修覆不被為及事御座候。稽古 候。御小屋御修覆之義も先懸戸ハ不被 仰付、とま御借上相成候 仰付候こは、不被為及事御座候。稽古之義は二日不

、先年稽古之義、四月ゟ九月迄之内、被 **ゟ蚕ニ音相障候故、八月被 仰付候。** 仰付候へ共、元文之頃

得は、御入用指゠過分ニも相懸申間敷哉と奉存候。

、稽古之節不獵と申義も無御座候。 右、火矢之由来、前々稽古之様子、當時到兩省略仕、稽古之致方 書上可申旨被 仰渡候に付、 承知仕候趣等如斯御座候。火矢之趣

小川久大夫

ハ大概別紙に書記申候。

八月

火矢之訳大概

放動火矢 矢も右に準、三段御座候。此矢火指言稽古ハ夜中 **壱貫目之大筒・六貫目之大筒・拾貫目之大筒、新打、** 飛働仕、 打申候。矢落拾丁前後落、其所「売二三度或四度も 其節碎四方江放申候。敵城等江火を懸候

> 一、黒湯 矢\*

コワシ玉

一、乱火矢

一、 乱 ž 矢+

一、 乱 🏻 玉纟

敵亡矢

壱貫目・六貫目・拾貫目之大筒にて、稽古ニハ昼 ては随一之品:御座候。

壱貫目・六貫目・拾貫目之大筒にて打申候。此玉 拾丁ゟ拾五丁斗迄之内゙焉玉落申候。稽古こハ昼打 打申候。矢落拾丁前後江落申候。

申候。玉ニ火を指せ先にて割レ候様ニも仕懸御座

を火指っ打申候。稽古ニは夜中打申候。尤常之矢 六貫目・拾貫目之大筒にて、三丁より五丁迄之内 **添ハ無御座候。** 

申候。矢之羽等、火移不申義、習ニ御座候。 小次第1両、六貫目之筒1両ハ百五拾本斗、一時打出 三丁斗打申候。常之矢を薬「売打出、矢数は筒之大 三百目・五百目・七百目・壱貫目・六貫目之筒、高

申候。六貫目之筒にてハ玉数弐百五六拾打申候。 壱貫目・六貫目・拾貫目之大筒にて三丁斗打申候。 五拾目筒にて三丁斗打申候。一仕懸こて何拾挺活 玉は常之一両玉を筒之大小により玉数一時ニ打出

九年焼失仕候。

候。御道具ニハ千挺一仕懸被

仰付置候処、宝暦

も一時打出申候。稽古ニハ弐拾挺斗一仕懸打出申

地ニ埋置、火移仕候得は、 玉ハれ地中ゟ飛出、壱

埋?

玉裳

### 丁四方斗放申候。

倡申候。稽古之節は御筒前両方ニ袖垣仕、御幕を打申候。且又打 挑燈を釣上、夜は火を燈、昼は紺之袋ニ入釣上申候。是を満挑と 相調。一通如斯相認申候。以上。 メ上ニずり臺を置、御筒をのせ打申候。見あてハ拾丁先ニ竹を立、 方矢拵等、并戦場「前打方之義は、 稽古仕候節、敵亡・埋玉之外は小屋之内篗臺を置、土俵「室 秘密ニ御座候故、此書面ニは難

八月

小川久大夫 判

「寛政元年ナリ」

稽古年号等目録 ほうろく火矢根元、 御細工所建形并出来御筒数

ほうろく火矢根元

瑞龍院様御代被 先祖久次義、実は髙麗者ニ御座候所、 召抱御奉公申上候處、

用相立可申義とせかれ七郎左衛門は不残相傳仕候上に、久次遺言 微妙院様御代、久次於高麗、薄金張ねり筒火矢相傳之家高、流儀 申置候ハ、所持之火矢筒弐挺献上候雨、相傳之火矢打御用可奉相 相傳仕来候付、於小松表薄金張火矢筒弐挺拵置候付、於日本 御充行之儀は傳承不仕候。

> 、万治二年、小松表ゟ御當地江被遣、 所相見立、相願候處、 候間、御相圖次第打可申旨、被仰出候付、相動候由傳承仕候。 御内々を以被 御用之義被 市三郎御取次「斋指上候處、 願旨、申置候付、せかれ七郎左衛門代々壱/目ねり筒弐挺、竹田 仰渡、則小松浮柳高度々稽古被 仰出候は、今宵火矢打之義、御櫓ゟ被為遊 御聞届二付、 其節金子三拾両拝領被 御細工所相建申候。則只今も 浅野川川除町水手寄、宜敷 仰渡、相勤申候處 仰付、火矢打

先年御細工所建形

御細工所二御座候。

、三間半ニ拾七間半 鍛冶場。 但塗□細工所并金具細工所

三間二九間 木細工所

**弐間半ニ五間半** 

一、弐間ニ四間半

炭蔵 酒之間

、三間ニ

き間半 **弐間**二八間

御土蔵

薬調合所并木蔵。但革細工所

内外御囲懸塀

入口御門

右、先年なの御細工所建形、 如斯御座候所、 卯年御焼失こ付

當時御細工所仮こ被 仰付候建形左二相調申候

鍛冶場

三間こ七間

三間半ニ拾間

木細工所。

但此内金物蔵并炭蔵

内外御囲簀垣并生垣

入口御門

-27-

當時之御細工所大変之年急速先仮:御細工所相建申候。

**弐間三寸:四間** 

六尺:四間

御土蔵玄関

右、當時御土蔵、天明六年町会所貯用銀之内を以、相建申候 段々出来、御筒共御土蔵:積置、其外出来之火矢并根共

入置候へ共、今年ゟ出来之御筒入所無御座候間、

置候所御座候ハヽ、其所ス納置可申候。

土蔵둚も御細工所:奉願上度義:奉存候。尤外:被為遊御指

仕義御座候へ共、當時節柄故相願候でも、急ごは被「仰渡も有御修覆之御筒具定者、御修覆以前ご力損仕、其上言御修覆も可御修覆之御筒具定者、御修覆以前ご力損仕、其上言御修覆も可

御座間敷旨奉存候。左候ヘハ外ニ御眝用之御筒義、無御座ニ付、 先大抵御用ニ相立候御筒御細工人共江も詮義仕、撰出御修覆仕

御筒数拾〆目弐挺并并六〆目御筒四挺、都合六挺力損仕候處、 候處、段々出来も仕候付、天明七年力損之義相願候處、 仰渡候付、九月廿日於金沢表罷立、能美郡湊浦、帝力損仕候 願之通

立、力損仕候御筒数、拾〆目壱挺并六〆目御筒四挺、 随分損義無御座、御用相立申候。且又去年義相願、八月朔日罷 力損仕候處、損も無御座御用ニ相立申候。段々出来之御筒数并 都合五挺

拾貫目御筒出来仕候

矢数根数左二相調申候。

一、弐拾四挺 、三挺 **壱貫目御筒出来仕候** 六貫目御筒出来仕候

七百目車御筒出来仕候

都合三拾壱挺

此内拾壱挺 此分力損相済申候

残所弐拾挺 此分力損相済不申候

四拾壱本 拾貫目御筒但矢出来仕候。 并根数四拾壱出来仕候

六拾八本 此内力損之節相用申候 六貫目御筒但矢出来仕候。并根数百出来仕候

如何様成御

拾六本 壱貫目御筒但出来仕候。 并根数二拾七出来仕候

、四百八拾三本 乱火矢但矢出来仕候

、弐百六拾本 乱矢

埋玉大小御手入相済申候

、三ツ

(以下異筆)

一、三挺 右、御修覆出来之御筒并矢数根数等如斯御座候。 六貫目御筒。此分今年御修覆取懸申候 拾貫目御筒。此分今年御修覆取懸申候

、天明五年御筒御修覆之儀、年中六挺宛之為御入用弐貫目御渡可 細工人も無御座候得共、此儀も私共加役:相勤申度旨申聞候:付、 覆:付、為手傳と町細工人御雇之図御座候得共、 町細工人も余程入レ申図りを以御入用弐貫目斗請取申候。左:候 修覆之儀被 仰渡候付、御細工方両拾八人,言者手合申間敷候間、 工人三人・鉄方御細工人五人、何茂 呼出、今般御筒年中六挺宛御 被下段、相願候所、願之通被 其通仕御修覆仕候處、六挺共二皆出来候。壱挺ニ付代銀百七拾五 仕候間、何茂毎日罷出候ぁも手を合申度奉存候。併当時者真鍮御 如何と相尋候處、御細工人於其場申聞候者、此度余程之御修 仰渡候付、其段於役所ニ木方御細 私共結構被

一、寛文十二年 之者も御座候得共、何茂心を合身分不相応之儀も於役所相勤申候 を合申候。夫故御入用高も相懸不申候。尤御細工人之儀者何を被 匁:付申候。此儀者御細工人共心を合相勤候故纔之御細工人活手 天和元年 延宝八年 延宝六年 延宝五年 延宝三年 延宝二年 延宝元年 寛文十一年 寛文八年 寛文七年 寛文四年 延宝七年 延宝四年 仰付候でも御用相立申者共ニ御座候。併其内ニ細工者少々高下 手を合出来仕候。 先年御当地派火矢稽古被 同断 同断 うつき濱斎八月中稽古被 うつき濱斎五月ゟ七月迄同断 うつき濱斎四月よ九月迄打續稽古被 交稽古仕候。尤天気宜敷内三月よ八月迄打續稽古 小屋被 仰付、時々稽古仕候義者仰出次第両方入 所:小屋を懸、火矢候様被 同前高四月中稽古被 同前 高四月 よ九月 迄打續稽古被 同所「高四月な八月迄同断 同所 高五月ゟ八月迄打續稽古被 同所。四月中稽古被 湊浦 高八月 よ九月迄同断 同所・高六月な七月迄同断 同所一六月ゟ十月迄同断 同前 高六月中稽古被 仰付候 仰付候場所 仰付候 仰付候。うつき濱并湊浦両 仰付候 仰付候 仰出候付、両所共ニ 仰付候 仰付候 仰付候 元文五年 元文三年 元文二年 享保二十年 享保十六年 享保十三年 元禄九年 天和三年 享保十八年 享保十四年 享保十一年 元禄十二年 元禄八年 元禄七年 元禄六年 元禄五年 元禄四年 元禄三年 元禄二年 元禄元年 貞享四年 貞享三年 貞享二年 貞享元年 同断 同断 同所 而五月中稽古被 同所言四月中稽古被 同所 高八月 よ九月 迄打續稽古被 同所活九月中同断 同所高八月ゟ九月迄打續稽古被 同所言同断 うつき濱崎六月中稽古被 所ヲ替而於倉部七月稽古被 同所 高七月 4 八月 迄同断 同所/高七月ゟ八月迄打續稽古被 同所活九月中稽古被 同所高八月中稽古被 同所。南六月中稽古被 同所:高八月中稽古被 同所 高四月ゟ六月迄打續稽古被 湊浦 高八月ゟ閏八月迄打續稽古被 同所「高七月ゟ八月迄打續稽古被 湊浦 高八月中同断 同所派七月中同断 同所 新七月中稽古被 同所: 南八月中稽古被 仰付候 仰付候 仰付候 仰付候 仰付候 仰付候 仰付候 仰付候 仰付候 仰付候

仰付候

仰付候

仰付候

仰付候

仰付候

、寬保二年八月、父豊之丞代、湊浦斋稽古被 延享元年、同四年稽古仕候。 三歳ゟ召連、其節壱貫目御筒并六貫目御筒'売初雨稽古仕候。其後 仰渡候節、私儀十

、寛文年中

を稽古被 斗袖垣に仕、下地に蔣を当簀垣に御座候。 用イ、享保之頃を半分蔣囲ニ相成、 屋ね囲共に懸戸に御座候處、其後者御修覆も無御座、損候侭高繕 仰渡候節之小屋者、弐間半二六間之建物一点 屋ね茂苫葺:相成、左右拾間

、私跡目被下候声、宝暦八年八月於湊浦二初声稽古被 之町足軽五人本打之節相詰申候。尤稽古之内為詰人と御手人八人 々な宝暦八年迄稽古之節、 町先ゟ之目当ニ御座候。尤打候時分、双方相図を以打申候。右前 仕申候。打申節、臺前ニ茂弐間斗之竹ニ提灯を引揚申候。此儀ハ 候。且又昼稽古仕候砌者、右□町提灯之紺之木綿袋:入、目当: 当ニ櫓を懸通を見込、打放申候。町付之儀者、拾町前後≒矢落仕 竹を立、其先ニ車を付、指渡弐尺五寸之提灯を引揚候m御筒前目 り申候。尤見込候時、先キ目当之義者拾町:□町と申≖長六間之 く臺ニ祓、其上ニ御筒を置、臺尻ニ穴を掘、打放申時、御筒すさ 候。小屋前こわく臺三挺立、土俵「高根を堅メ置すり臺と申者をわ セ小屋囲左右之袖垣拾間斗下蔣之侭斎、其上こ田町交御幕を張申 其節ゟ弐間ニ三間者斗相成、屋ね之儀者湊浦斎舟苫を借、屋ね葺 右濱:前之仮小屋を縄詰:仕相建申候處、悉打損候:付、小屋茂 町奉行為見届、罷越申候。其節為縮方 仰渡候節

、天明七年、私せかれ御筒御手入之節、御細工所江折々召連、 道具等仕懸候儀品多御座候付、為致手傳御道具夫々教申度御座候 御

> 則同年御筒力様被 付、相願候處、御聞届:付折々:御細工所に召連、為見習申候。 元来大業物故内稽古可仕様も無御座付、 仰渡候付、 奏浦江召連仕懸見込打形等教申候。 両年共ニ力様教為打申候。

寛文之頃ゟ元禄之頃迄之御入用

一、拾壱貫目余 御細工所諸事御入用并稽古御入用壱ケ年当り

、七百目 宝曆八年稽古御入用

、弐拾壱貫目斗 筒薬

、壱貫五百目

一、五拾目 天明七年ゟ御筒力様御入用

、壱貫五百目 筒薬、但玉薬所な請取申候

、七拾懸 **俵縄、右同所ゟ請取申候** 

明俵下蔣、堂形并下御臺所ゟ請取申候

、百七拾枚

上:田町交御幕を張申候。 右、御筒力様之節者省略仕、 小屋懸不申、見隠之儀者蔣囲ニ仕其

指上之申候。以上。 右、ほうろく火矢根源并御細工所建形出来御筒数等稽古年号相調

寛政元年ナリ」

己酉 八月

小川七太夫

(以下異筆

乙亥九月朔日

、火矢方小川友作、今日罷出候付、 子相尋候處、申聞ハ去廿六日発足、 其蕃於別席、此間内稽古之様 **御細工者三人召連、湊浦江罷** 

足三四人ニ為持付候。廿八日朝之内、仕組仕置ゟ稽古ニ取懸、同四方程有之ニ付、右を取繕イ相用申由、且御道具等ハ馬三疋・人越、翌廿七日小屋懸ニ取懸り、右小屋ハ例年力様之節之小屋弐間

右申聞之候。荒増如此候事。

あら□す候故、火移石宜をと奉存候旨、申聞候事。
之仕様、百八十品斗も御座候。於薬合所如何御座候哉。畢竟薬余程あらく御座候故歟、伝書之通ニハ参かね候。友作手前調合前段内分ニ申聞候ハ、請取申候筒薬も小けし之分と申遺候得共、

兵左衛門

仕微妙公。

六百石。

御馬廻。

正保三死。

◎金沢市立図書館加越能文庫蔵『火矢方小川家由来書等一件』

#### 【2】諸士系譜

(1) 菅野氏

加右衛門 庄左衛門 馬之助 十郎左衛門 仕亀田時ハ元森内記ト云。 仕微妙公。七百石。明曆三死。 明曆三父同月同日早 世。娶兵左衛門女。 遺知不被下内死。 女 孫丞 彦兵衛 始傳右工門。久兵衛養。 荒尾平左工門。久保吉丞。 五左工門。 始孫右エ門。七百石ノ内 三百石被下。早世。

——兵左衛門

正保三、俸四百五十石。娶石原茂右エ門女。明曆元死。

兵左衛門重治

明曆元同上。御馬廻。 娶脇田九兵衛女。 万治元大小将。元禄十一死。

助右衛門

元禄十一同上。御馬廻。 同十二死。

·新八郎 原佐左エ門養。

- 甚五郎

·女 渡辺文左エ門。三太夫。本多政長臣、 山下四兵衛。

五左工門、後再継助右工門遺跡。

甚五郎政成

十一死。六十三才。娶五左工門女。 **実弟。元禄十三同上。宝永四大小将。享保十七、** 九

才八郎 早世

内右衛門正倚-

始喜大夫。実彦兵衛婿養子。同上。后妻安武逸角女

寛延元死。

山村甚五郎。実新八郎養。 内右エ門の

女女

- 兵左衛門正良

同上。大小将。大がね奉行。

主税

始新番。寛政三六十五小頭。新知百五十石。 七十一同上。御馬廻。 寛政八

女 実加右工門女。能州長福寺。

弥四郎 兄養。

兵左衛門義矩

実弟。寛政九五廿五同上。御馬廻。享和三壬正能州

郡奉行。文化三十一ノ廿四死。三十八才。

誠左衛門(始孝次郎) 始豊太郎。文化四七五三ノ一。同七七十同上。 嶋田源大夫養。

閑左衛門定澄

五左衛門

新知百八十石。内三十石異風料。御異風。娶庄左工門

女。元禄十一死。

三大夫 娶兵左エ門女。発心。

- 甚五郎政成 実兵左エ門三男。婿養。 元禄十一助右エ門遺跡継。

女

甚五郎。

大音帯刀臣、小川勘右エ門。

娶岡田五郎右工門妹。大小将。延宝二死。 正保三分知百五十石。承応三加五十石。合二百石。

御馬廻。 32 —

-官兵衛

始御歩。后奧附横目。文化十二六朔御歩小頭。

彦兵衛矩

文化七七十同上。

御馬廻。

天保十二

死

彦兵衛重正

七御細工奉行。正徳元死。六十二才。婿養。后妻堀部養 始傳右工門。 実圧右エ門男。 延宝三同上。大小将。 寛永

叔女。

久保先吉。荒尾平左工門。

女

覚兵衛正應

始御歩。正徳三同上。享保九御馬廻。 明和五七十六死。

八十四才。娶岸村文大夫女。

九左衛門正郷 御歩。后内右エ門。甚五郎養。 御步。原新八郎養。改八郎兵衛。

喜大夫正倚

加右衛門

同上。御馬廻。 娶多賀了因女。 后娶横山和州臣、 高沢五

左工門女。

仁右衛門 山田友右工門養。

-平兵衛 石黒三五郎養。

女 野村逸角。

劉平徳布

女 兵左工門養女。 文化元四十一御書物奉行。享和元七十一同上。

(2) 佐々氏

覚兵衛

天保十二十二ノ十一同上。御馬廻。

紋機欄葉

祖佐々蔵人宗政。斯波家之臣。尾州和田郡之

香之図

佐々氏

内八鄉領。后織田伊勢守信安:随順死后右知 行四男陸奥守成政領。仕信長公。

成政兄

勝右衛門長治

仕佐々成政。於越中新川郡小出村城主

-喜藤次 成政養。

孫十郎成治

成政養。仕秀吉公。三千五百石。領摂州武庫郡鳴尾村。

黄袰之使番。

信濃守 兄孫十郎遺領。同姓甚左工門成直二賜。

残知之分御

預代々相続。子孫在御旗本。

-正益

ヲ以被(召出。御合力米百俵。寛文元致仕。同九死。后前自京都母子共金州へ来。医師。元和元之頃小幡宮内始勘左エ門。浪人后剃髪。河池才右エ門聟故。大坂落城

甚左工門成直

一快安政俊-

門女。 同六俸百五十石。同十二死。室岡島九右衛

寛文十二父為跡目二十口。寛永五死

長琢正治

----伯順政賢--------

九才。 享四加百石。合二百五十石。明和元四廿二死。七十寒池田玄昌二男。十口。享保十二新知百五十石。延

一正益政軽

実一向寺宗永寺子。宝曆八被召出。十口。後同上。

--辰左衛門

村藤左エ門養。不縁皈ル。伯順之実子也。宝暦五十ノ五新番。同九四死。始今

大车

天保七七四遺知之内俸百三十石。同

死

□□ 始錦之助。天保十三十二ノ十四、俸十口。

——喜藤次正寅——

髪。元禄三七九組外。同十四十二廿八定検地奉行。享三廿二加十五口。延宝七十二新知百五十石。貞享三束寬文四七十一俸五口。剃髪号懐節。奥小将組。同十二

保元八廿六指除。同十六死。七十一才。室三輪清右工

門女。

高麗屋孫三郎。九郎左衛門高連。一女(白石助七郎。本多家人。仕円浄院殿。イニ号岩野仕長

六右衛門

改字野處士。

--助十郎 三輪次郎作養。イニ甚五左エ門。

—幸右衛門富政—

宝曆八三能美郡代官。室橋爪左門女。 始左佐織人正八郎。享保十九同上。同十三三堂形奉行

正益政吉——

始芸庵。寛政六七十一、百五十石。加五十石。

合一

百石。天保死。

女

女 貞五郎 田中八十四郎。 早世。

喜藤次政孝

佐垣八郎左工門女。 始円之助。后改左助。 安永二七十一同上。御馬廻。 室

幸次郎 岸忠右工門養。

忠大夫 始与三五郎。岸幸次郎。

女 佐垣八郎左工門。 幸三郎

早世。

左助

同上。組外。

喜藤次政徳

始仙之助。文化七十二十六同上。御馬廻。文政十二割

場横目。

玄澄正圓-

石。寛文五死。室石丸吉之丞妹。 寛永廿仕陽廣公。玄治法印弟子被仰付。 正保元俸百五十

九平次政尚

口。延宝七十二廿八新知百五十石。貞享三束髪。号九平 寛文四俸五口。 剃髪号習益。又常憲奧小将。同六加十五

-近兵衛-

喜大夫

庄進養。

内藤市丞女。

次。元禄三六組外。宝永四江戸御廣式番。享保二死。

室

与力

吉郎兵衛 与力山内源兵衛養。

女 庄大夫成**貌** 脇田知右エ門。

庄之進 戸元右エ門女。 召返新番。享保二十二廿八同上。組外。同五八死。室城 始小次郎。元禄十四利重君御小将。 兄養。 正徳三壬五金沢へ被

女

小膳 早世。

庄之進政親

正廿六死。三十九才。室堀左平太養女。 実弟。享保七三七同上。組外。 同十三八御馬廻。 同十五

女 早世。

喜大夫邑政

曆三七本吉湊才許。同六十一指除逼塞。 実近兵衛嫡子婿養。享保十五五十一同上。 不破彦大夫女。離別再山本伴七郎女。 同十三御免。 御御馬廻。 宝 室

久馬(イニ隼丞。 先父死。室寺西勝左工門妹。

十左衛門庶政

天明四七三呉服料紙奉行加人。 始直記。実多田兵左エ門二男。 安永三七六同上。御馬廻。

卯門為政 文化九七十同上。 御馬廻。

(3) 不破氏

不破氏

與市左衛門-

仕微妙公。二百石。娶唐人式部女。富山。

与市左衛門 儀右衛門

富山。

七兵衛

新知合三百二十石。延宝七死。

女 渡辺弥三郎。

-平兵衛

実渡辺弥三郎嫡。二百石。 娶服部宇右エ門女。 元禄十六

門左衛門

死

七兵衛良實

女。表御納戸奉行。后御免。 実九郎右エ門二男。同上。御馬廻。娶斉田十郎左エ門

奉行寛政十七六定番

御番頭。享和二組外番頭。同三二死。

女

主税

始甚太郎。先父死。

浅右衛門

新番。実筒井常右工門二男。享和三七十一同上。組外。

靱負則定 十一同上。娶養輪知大夫女。御馬廻。天保二六廿一割 始弥太郎。文化七十二十六、三ノ一。同七八

場奉行加人。同年九廿六本役。同四十廿二御免除。

新丞

実子。百廿石。娶中村弥五左工門女。 石。元文四死。七十三才。

加八十石。合二百

九郎右衛門

門左衛門

平兵衛

始又大夫。同上。小松。延享二死。

女

前田貞直臣米原平助。

女 同上。実新丞嫡。宝暦三死。六十四才。

服部左源太。春日神主高井。

大助有書 同上。小松。

女 七兵衛 紋左エ紋養。

新丞有親

御武具奉行。后同所御作事奉行。 始久太郎。実卯辰八幡神主厚見 子。同上。小松。 兼能美郡代官。

-織人有済

文化九七六同上。小松。改名七兵衛。

與九郎

小弥太

忠太夫

小沢與三兵衛養。改九左エ門。

新番。小沢九左工門養。改彦右工門。

-長太夫元宴

始与左工門。同上。御馬廻。娶江尾治部右工門女。

再与

力林次郎左工門妹。勢之佐殿御附。天明七死。

同所

実松田治右エ門二男。始與次郎。天明七七四同上。

庄太夫元長

始義大。実明石静叟二男。文化元七六同上。御馬廻。 政三七十二堂形奉行加人。同四正四本役。天保五十二晦

文

死。五十一才。

-卯七郎

天保六七十三同上。御馬廻。改長左エ門。同十一死。

-清八成政

天保十一十二十一同上。御馬廻。

◎金沢市立図書館蔵『諸士系譜』 (090)の抜粋である。(Ⅰ)

菅野氏の祖「加右衛門・兵左衛門」は父母共に異国人であり、 (2)佐々氏には「高麗屋孫三郎」に嫁いだ女性があり、(3)

氏の祖長太夫は「朝鮮流御術」を以て藩に仕えたとみえる。 不破氏の祖與市左衛門は「唐人式部」の女を娶り、(4)山根

-37 -

(4) 山根氏

長太夫一

朝鮮流御術。俸七十口。元禄元死。

勘左衛門

二百石。宝永四死。

源太夫-

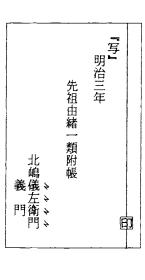
三十九才。 始勘十郎。

同上。娶武村九郎兵衛養女。離別。

延享元死

### 【3】先祖由緒一類附帳

#### [1] 北嶋儀門



一、四拾五俵御切米高

本 国高麗金沢出生四十一歳

定紋、丸ノ内ツル柏栗北島儀左衛門劉宗信

持被下之、万延元年四月十二日故健三郎名跡被 渡、安政三年七月十三日絵方御細工者被 召抱、御宛行五人扶 工所御雇被仰渡、嘉永三年五月十四日御細工所御用方見習被仰 私儀御細工者北島故健三郎嫡子:御座候所、弘化四年正月御細 仰付、御切米

御細工所御仕法跡御用相勤候様九郎左衛門殿被仰渡、同十二月 月大筒方御步並被 带被仰渡、同二年三月御詮議之趣:付御軍装方御仕法方小頭所 年十月御軍装方御用主附被仰渡、慶応元年十月御仕法方御用兼 四拾五俵被下之、誰今迄被下置候御扶持方は被指除之、元治元 仰付候に付、小頭に加り御用被 仰付、餘時絵細工御用被仰渡、同九月朔日 仰付、明治元年八

> 御用相済、同三年二月廿四日於 等中士被 年十月御改正:付士族被 廿六日右御用相済、同二年三月晦日職制:付大筒方被為廃、二 十日給祿証書頂戴仕候。 仰付、同年六月十四日鋳砲局御絵図御用被仰渡、 仰付、同十二月廿八日鋳砲局御絵図 御住居御礼被為請、同年九月

九世之祖父 江渡リ、其後 與次兵衛儀、素性高麗国之者ニ御座候所、幼少之節為虜、 北嶋故與次兵衛淳儀 日本

瑞龍院様御代、絵方御細工者被 下置、御奉公申上、慶長十五年病死仕候。 召出、御切米四拾俵三人扶持被

九世之祖母

病死年号等伝承不仕候。

八世之祖父

微妙院樣御代亡父與次兵衛為名跡、絵方御細工者被 召出、 米四拾俵三人扶持被下之、江戸表江御供仕、於彼地病死仕候。 御切

八世之祖母

死去年号等相知不申候。

病死年号等伝承不仕候。

、七世之祖父

由緒伝承不仕候

北嶋故與四兵衛淳宗

御切

微妙院様御代亡父與四兵衛為名跡、 供仕、於彼地同年八月病死仕候。 米四拾俵三人扶持被下之、相勤罷在候所、寬文四年江戸表江御 絵方御細工者被 召出、

七世之祖母 病死年号等伝承不仕候。

由緒伝承不仕候

北嶋故與四兵衛淳忠

由緒伝承不仕候

、六世之祖父

北島故彦三郎宗輝

持被下之、元禄六年太鞁御役料三人扶持被下之、都合三拾俵六 出、幼少二付五人扶持被下置候所、同八年御切米三拾俵三人扶 彦三郎儀、寛文五年亡父與四兵衛為名跡、絵方御細工者被 人扶持被下置候所、享保五年病死仕候。 召

一、六世之祖母

岩槻故與五右衛門娘

一、五世之祖父

享保十二年病死仕候。

北嶋故浅之進光正

大應院樣御代、元禄十六年太鞁相兼絵方御細工者被 召出、 俵三人扶持被下置候所、宝曆十一年十一月病死仕候。 三人扶持被下置、元文元年四月拾俵御加増被 米弐拾俵被下置、享保五年九月拾俵御加増被 仰付、都合四拾 仰付、外御役料 御切

一、五世之祖母

由緒伝承不仕候

病死年号等伝承不仕候。

一、高祖父

北島故彦右衛門光繁

座候所、延享元年、 彦右衛門儀、実は御鷹方日江故万右衛門養子作大夫せかれニ御

泰雲院様御代、故浅之進婿養子奉願、同二年御細工所御用見習相 弐拾俵被下置候所、同十一年故浅之進数十年御用全ク相勤候段 **勤罷在候所、宝曆四年太鞁相兼絵方御細工者被** 召抱、 仰出、御切米弐拾俵被下之、都合四拾俵被下置候所、明和 御切米

高祖母

五年病死仕候

病死年号等伝承不仕候。

北嶋故浅之進娘

曾祖父

右衛門末期養子奉願候所、明和六年七月、 和左衛門儀、実は御細工者奥津故恒右衛門次男ニ御座候所、 彦

泰雲院様御代、為名跡絵方御細工者被 下置候所、天明八年五月病死仕候。 召抱、御切米三拾五俵被

、曾祖母

由緒伝承不仕候

一、祖父 病死年号等伝承不仕候。 儀左衛門儀、実は出野故儀大夫せかれニ御座候所、天明八年和 北島故儀左衛門宗雄

大梁院樣御代、寬政二年七月故和左衛門為名跡、絵方御細工者被 左衛門養子奉願、

祖母 足被 仰付、都合四拾五俵被下置候所、同十年三月病死仕候。 物頭並 池田故忠左衛門娘

召抱、御切米三拾五俵被下置候所、文政六年十二月拾俵御引

在候所、寛政五年故儀左衛門儀縁組奉願、嫁娶仕候所、天保元 忠左衛門儀、御改易被 仰付候後、池田故保左衛門方厄介仕罷

一、父

年十二月病死仕候。

北島故健三郎宗續

健三郎儀、御細工者北嶋故儀左衛門次男ニ御座候所、

金龍院様御代、文政二年十二月絵方御細工者被 召抱、 **人扶持被下置候所、天保元年十二月御切米三拾五俵被** 御宛行五 仰付、

四月病死仕候。 二月拾俵御引足被 誰今迄被下置候御扶持方被指除之、相勤罷在候所、嘉永五年十 仰付、都合四拾五俵被下置候所、安政六年

母 天保! |年故健三郎縁組奉願 嫁娶仕候。 御医者格 佐々木故泉景娘 衛門養子ニ罷成候。 小市右衛門儀、実は永見丈左衛門弟ニ御座候所、

\_ 娘 妻 手前

北島権八養妹

良 平

二罷在候

士族

早川清次郎妻

弟

妹

嘉永六年奉願、 縁組申合候。

士族 宝多順次郎妻

順次郎妻儀、早川清次郎嫡女ニ御座候。

一、いとこ 一、めい 早川清二郎娘同人手前二罷在候 北

権八儀、亡父兄北嶋故万吉郎嫡女江婿養子二罷成、 天保九年故

士族

万吉郎為名跡、御細工者被 召抱候。

士族

篠

原 純

平

召出候。

実いとこ

純平儀、亡父弟篠原故栄作三男:御座候所、亡兄栄吉末期養子 ご罷成、慶応元年故栄吉為名跡、御細工人被 召抱候。

隊士純平手前罷在候 篠 原半 弥

一、実いとこ 半弥儀、故栄作二男ニ御座候所、細工方不得手ニ付、三男純平

実いとこ 儀兵衛妻儀、 篠原故栄作娘ニ御座候。 斯波玄蕃当分管轄士族 樋口儀兵衛妻

ニ名跡被

仰付候。

丈左衛門亡母は、 故健三郎姉二御座候。 富田纖人当分管轄士族 永見丈左衛門

実いとこ

深見右京当分管轄士族

大平小市右衛門

おち 泉玄儀、

おち

佐 K

木

泉

龍

佐々木故泉景嫡子ニ御座候。

 $\pm$ 族

佐

Þ

木泉

玄

大平故小市右

泉龍儀、 故泉景二男二御座候。

おち 横山三左衛門当分管轄士族 真 野 宗

古

宗古儀、 故泉景三男:御座候所、 故宗古養子ニ罷成候。

佐々木駟馬之助

駟馬之助儀、 佐々木泉玄嫡子御座候。

いとこ

いとこ 雅次郎儀、 右同人二男二御座候所、明治元年六月新番御歩被 士族 佐々木雅次郎

いとこ 他見弥儀、 泉龍嫡子二御座候所、 明治二年正月定番御歩被 士族 佐々木他見弥

召

いとこ 隊士他見弥手前罷在候 佐々 木玖

吉

抱候。

玖吉儀、 泉龍 |男ニ御座候。

一、いとこ

泉龍娘他見弥手前二罷在候 河合益 太 壹人 郎

一、いとこ

益太郎儀、

亡母は佐々木故泉景三番目娘ニ御座候。

実いとこ いとこ 宗琢儀、 実は河合弥吉二男ニ御座候所、 宗古せか 横山三左衛門当分管轄士族 れ同 人手前に罷在候 真野宗古養子二罷成候。 真野藤次 野 宗 郎 琢

**- 40 -**

いとこ

右同断 同 良 之

助

右 私先祖由緒并一類附等如斯御座候。此外、 宗旨は一向宗、寺は金沢四丁木弐番町圓長寺壇那ニ御座侯。 近キ親類縁者之続無

御座候。以後増減御座候節、 書附を以御断可申上候。以上。

明治三年十月 士族長御中

北島儀左衛門(花押)

〔2〕 北嶋権八

写 明治三年

先祖由緒并一類附帳

北島権八

三拾五俵

金 本 国 高

沢出生

北島権八劉吉雄四十八歳

私儀、 相勤罷在申候処、 九月北島故万吉郎嫡女江末期聟養子奉願、 吉郎為名跡、絵方御細工者被 実は御細工者北隅故弥五郎ノ三男ニ御座候処、天保八年 召抱、 御宛行三拾五俵被下之、 同九年十月亡養父万

基五郎様

豊之丞様御幟御用并御能御用被 仰付

仰付、十一月十八日ヨリ御番所

御城番江御引渡二相成申候。

真龍院様ヨリ、

中納言様江被 弘化三年於御次御系譜御用被 相調候様被仰渡、 進候御能御番組拾八番前後三拾六枚、極彩色二画 同十四年卯辰八幡宮 仰付 御絵像御修覆被

静之介殿

桃之介殿御破摩弓并御幟御用時々相勤、 嘉永七年御産御用鍾馗

御掛物画被 仰付、安政元年

多慶若様御破摩弓并御幟御用被 睦姫様御羽子板御用被 仰仗 同三年 仰付

同五年、

太梁院様御絵像御修覆被 初姫様并 方々様御羽子板御用時々被 仰付、於宝円寺相勤、 仰付 文久二年後

慶応元年

渡、同月晦日職制御改正ニ付二等中士被 候処、同二年正月臨時御用 被仰渡候得共、眼気相滞罷在候:付、 四年八月晦日定番御歩並被 物数度被 佾喜千殿御破摩弓并御幟御用被 済。而巽裏御門御番所江御番入被仰渡、 所江 御番入被仰渡、同三月金谷 御殿六組御歩御雇御供役被仰 仰付、 仰付、 此外御軍装□□解御用御平生御用等相勤罷在候処、 相勤申候内、 仰付、同三年金谷 方々様御居間御障子腰ニ画極彩色ニ被 御免被 仰付、会所御土蔵前御番 仰付、臨時絵細工御用可相勤旨、 御殿二ノ間碁天井画極彩色ニ被 仰付、是迄御産御用鍾馗御掛 同十月御改正:付士族被 明治元年十二月御断申上 仰付、同月一同御用 同

一、九世之祖父

北嶋故與次兵衛淳儀

與次兵衛義、素性高麗国之者□御座候処、幼少之節為虜、

江渡リ、 其後、

瑞龍院様御代、絵方御細工者被 召抱、御切米四拾俵三人扶持被 下置、御奉公申上候処、慶長十五年病死仕候。

病死年号等伝承不仕候。

一、九世之祖母

由緒伝承不仕候

一、八世之祖父

北嶋先故與四兵衛淳忠

微妙院様御代、亡父與次兵衛為名跡、絵方御細工者被 召抱、 切米四拾俵三人扶持被下之、江戸表江御供仕、於彼地病死仕候。 死去年号等伝承不仕候。

八世之祖母

由緒伝承不仕候

病死年号等伝承不仕候。

、七世之祖父

北嶋故與四兵衛淳宗

微妙院様御代父與四兵衛為名跡、絵方御細工者被 四拾俵三人扶持被下之、相勤罷在候処、寛文四年江戸表江御供 召抱、御切米

仕、於彼地同年八月病死仕候。

由緒伝承不仕候

、七世之祖母 病死年号等伝承不仕候。

北島故彦三郎宗輝

一、六世之祖父 下之、元禄六年太鞁御役料三人扶持被下之、都合三拾俵六人扶 幼少二付五人扶持被下置候処、同八年御切米三拾俵三人扶持被 彦三郎義、寛文五年亡父與四兵衛為名跡、絵方御細工者被召抱、

> 持被下置候処、 享保五年病死仕候。

、六世之祖母 病死年号等伝承不仕候。

日本

北島故浅之進光正

由緒伝承不仕候

一、五世之祖父

大應院樣御代、元禄十六年太鞁相兼絵方御細工者被 召抱、御切 米弐拾俵被下置、享保五年九月拾俵御加増被 仰付、外御役料

俵三人扶持被下置候処、宝暦十一年十一月病死仕候。 三人扶持被下置、元文元年四月拾俵御加増被 仰付、都合四拾

一、五世之祖母

由緒伝承不仕候

高祖父 病死年号等伝承不仕候。

座候処、延享元年浅之進娘江智養子奉願、同二年御細工所御用 彦右衛門義、実は御鷹方日江故万右衛門養子作太夫せかれニ御 北島故彦右衛門光繁

候段被 仰出、御引足弐拾俵被下之、都合四拾俵被下置候処、 御切米弐拾俵被下置候処、同十一年故浅之進数十年御用全相勤 見習相勤罷在候処、宝曆四年太鞁相兼絵方御細工者被(召抱、

明和五年病死仕候。

高祖母

病死年号等伝承不仕候。

北島故浅之進娘

曾祖父

和左衛門義、実は御細工者奥津故恒右衛門次男ニ御座候処、彦 右衛門末期養子奉願候処、明和六年七月、為名跡絵方御細工者 召抱、御切米三拾五俵被下置候処、天明八年病死仕候。 北島故和左衛門景雄

北島故儀左衛門宗雄

被 下置、相勤罷在候処、二男健三郎儀、文政二年十二月御細工者 儀左衛門義、実は御馬廻組岡嶋故八郎左衛門給人出野故儀大夫 故和左衛門為名跡、絵方御細工者被 召抱、御切米三拾五俵被 せかれニ御座候処、天明八年和左衛門養子奉願、寛政二年七月 召抱、別家仕罷在候。文政六年十二月拾俵御引足、都合四

拾五俵被下置候処、同十年三月病死仕候。

祖母

忠左衛門義、御改易被

物頭並 池田故忠左衛門娘

十二月病死仕候。

在候内、寛政五年故儀左衛門縁組奉願、嫁娶仕候処、天保元年

仰付候後、池田故保左衛門方厄介二罷

北島故万吉郎秀雄

文政十一年七月亡父儀左衛門為名跡、 万吉郎義、文化五年十二月御細工所御用見習被 在候処、同八年絵方御細工者被 召抱、御宛行五人扶持被下置 四拾俵被下置、相勤罷在

弘化三年病死仕候。

一、母

組附与力

長田故新兵衛養女

候処、天保八年九月病死仕候。

北 島 栄

次

郎

一、せかれ 文久元年二月病死仕候。

一、娘

一、養妹

手 前 二罷在申候

 $\pm$ 族

北島儀左衛門妻

北島故万吉郎娘

壹人

北島儀左衛門手前ニ罷在申候

弐人

ー、いとこ <sup>父方</sup>

族 島儀 左衛

右儀左衛門義、 亡養父万吉郎弟故健三郎嫡子ニ御座侯。

同

北島儀左衛

門

手前二罷在申

候

北

良

平

右

一、<sub>同</sub> 同

北島故健三郎二男ニ御座候。 士族

早川清二郎妻

右、北島故健三郎娘ニ御座候。

実いとこ

士族

原

純

平

純平儀、亡養父万吉郎弟、御細工人篠原故栄作三男ニ御座候処、

亡兄栄吉末期養子二罷成申候。

仰付、相勤罷

同

隊士

篠

原

半

弥

半弥義、故栄作二男ニ御座候。

一、実いとこ

士族

下村儀兵衛妻

儀兵衛妻義、篠原故栄作娘ニ御座候。

一、同

養おち

仲右衛門義、

長田故新兵衛嫡子二御座候。

士族 大平小市右衛門

小市右衛門儀、亡母は亡養父万吉郎姉ニ御座候。

士族

長田仲右衛門

-43 -

養おは

右、仲右衛門姉ニ御座候。

士族 清水伍守妻

、同姓

士族 北島儀左衛門

(3) 米山友三

由 緒 類 附 帳

的

米山友右衛門△ 大山友右衛門△ 米山友右衛門△

=+==

歴

、 **弐拾三俵** 年中卸切米高

米山友右衛門秦直寛

場附足軽被 召抱、御切米弐拾俵被下、同四年割場留書不人替 御座候処、米山故友二郎養子罷成、同人病死為代、天保二年割 私儀、実は白江故金十郎御組御先筒足軽小頭吉川故善蔵せかれ

書抜方御用被仰渡、同七年、

永禧院樣御婚礼方御用留書被仰渡、同六年右御婚礼方御用済ニ付、 重而割場留書定加人被仰渡、相勤罷在候所、同九年、

従三位様御付取次定役被仰渡、同十二年御付御風呂屋才許転役被 三俵御増米被 仰付、都合御切米弐拾三俵被下之、元治元年、 仰渡、相勤罷在候所、安政五年久々御奉公実体相勤候趣を以、

従四位様御付御手廻小頭代被

仰付、料米三俵被下之、相勤罷在

歲五十六

微妙院様御代、元和九年父佐左衛門為代、御鉄砲之者被 年三月病死仕候。 御切米貳拾九俵被下、百人之者被仰付、相勤罷在候処、延宝八 召出、

一、八世之祖母

七世之祖父 小左衛門義、父源右衛門為代、寛文十三年恒川故監物殿組御先 米山小左衛門

年御奉公難相勤、 筒足軽被 召抱、御切米貮拾壹俵被下、御奉公申上候所、 正徳三年立願奉願候所、願之通被仰渡、

七世之祖母

三年病死仕候。

宝永三年病死仕候。

六世之祖父

罷在候所、今般被仰渡之趣:付、由緒相改申候。 候所、慶応三年役義御指除被仰渡、如元割場付足軽被仰渡、明 治二年十月御改正ニ付、足軽之名□被廃、卒族ニ被仰渡、相勤

九世之祖父

佐左衛門儀、生国高麗之者、高御座候所、 八九歲之頃高麗御陣之 米山佐左衛門

節、被為召連、其後、

瑞龍印樣御代、越中高岡 高御鉄砲之者被 仰付、十八歳な御奉公

相勤、寬永之頃病死仕候由、承伝申候。元禄三年火沢火事之節、

覚書焼失仕候二付、御切米高并病死年号、伝承不仕候。 由緒并病死年号伝承不仕候

米山源右衛門

、八世之祖父 、九世之祖母

源右衛門義、

由緒并病死年号伝承不仕候

場付足軽 箕輪故儀兵衛娘

米山新五右衛門

宝曆五年病死仕候。 殿組御先筒足軽被 故小左衛門娘聟養子罷成、 新五右衛門義、実は浪人者黒川故五兵衛せかれ御座候所、 召抱、 同人立替為代、正徳三年不破故覚丞 御切米貮拾俵被下、御奉公申上候所

被

召抱、

六世之祖母

宝曆六年病死仕候。

米山故小左衛門娘

高祖父

米山政右衛門

政右衛門義、実は越中魚津御材木方足軽江口故伊右衛門せかれ

御座候所、米山故新五右衛門娘聟養子罷成、享保九年、

割場付

高祖母

宝曆十二年病死仕候。

足軽欠人為代被

召抱、

御切米貳拾俵被下、 御奉公申上候所·

米山故新五右衛門娘

宝曆十年病死仕候。

曾祖父

候所、米山故政右衛門養子罷成、 清蔵義、実は三輪故甚五右衛門殿家来嶋故瀧右衛門せかれ御座 同人病死為代、宝曆十三年割 米 Ш 凊

罷成御奉公難相勤候□、 場付足軽被 召抱、 御切米貮拾俵被下、 同四年立替奉願候所、 御奉公申上候所、 願之通被仰渡 病(豆)

同年病死仕候。

金沢大工町安田屋 故新九郎娘

天明五年病死仕候。

友右衛門義、実は割場付足軽小頭須賀故与左衛門せかれ御座候 所、米山故清蔵養子罷成、同人立替為代、天明四年割場付足軽 米山友右衛門

> 割場付足軽小頭 石黒故善兵衛娘

一、祖母

仕候。

仰渡、同十二年惣組小頭被仰渡、

割場付小頭被

小者才許定役被仰渡、文化二年割場留書江轉役被仰渡、

同十年

仰付、御切米三拾俵被下置、同年抜書兼定役被

相勤罷在候所、文政元年病死

御切米貳拾俵被下、相勤罷在候処、寛政十一年割場

一、父 嘉永七年病死仕候。

友二郎義、父友右衛門病死為代、文政元年割場付足軽被 米山友二郎

所、天保二年五月病死仕候。友二郎義、嫁娶不仕候:付、 御切米貮拾俵被下、同六年聞番方使□定役被仰渡、相勤罷在候

無御座候。

妻

一、養子

私 手前罷在候 族 中山喜三右衛門娘 米山友二郎

卒

娘

実方

右同 妻

祖父 座候所、湯原故長太夫殿組御先筒足軽吉川故善左衛門養子罷成、 善右衛門義、実は永原故将監殿家来森江雄故源左衛門せかれ御 吉川善右衛門

**俵被下、相勤罷在候所、** 同人病死為代、宝曆四年同組御先筒足軽被 享和元年病死仕候。 召抱、御切米弐拾

祖母

割場付足軽

川岸故九右衛門娘

一、父 安永五年病死仕候。

吉 Ш 善 蒧

八年仮定御橫目役被仰渡、天明四年本役被 筒足軽欠人為代、明和九年被 善蔵義、父故善右衛門せかれ御座候所、富田故治太夫殿組御先 召抱、御切米弐拾俵被下、安永 仰付、役料米三俵

被下、相勤罷在候所、同五年、

泰雲院様奥付御横目被 仰付、役料米五俵被下、相勤罷在候所、

観樹院様奥付御横目被 寛政七年、 仰付、 相勤罷在候所、御逝去被遊候:付

太梁院様奥付御横目被 年七月病死仕候。 足軽小頭被仰付、御切米三拾五俵被下、相勤罷在候所、文政元 を以、五俵御増米被 仰付、 仰付、 同八年久々御奉公実躰ニ相勤候趣 文化三年武田故判太夫殿組御先筒

嘉永二年九月病死仕候。 割 場 付 足軽小頭 須賀故与左衛門娘

立 替 前 被仰渡、 御台所付同心小頭ニ御座候所、及老年 当時養子次三郎手前罷在候。 □□権大属(印)」

¬**⟨**\ 兄

庚午

閨

十月廿日

地日病死届

士族 小嶋栄左衛門 今村次八郎

 $\pm$ 族 族 今村次三郎 土 田儀十 郎

山 室 造

拾石

外壹石五斗養父友三終身給之候

永原主税殿手医 師 茅 野準 妻

めい

同 同 おい 司

右 一、 私由緒一類付如斯御座候。此外御国他国共いとこ以上之親類無 宗旨は日蓮宗、寺は金沢卯辰真成寺壇那御座候。

> 御座候。 以上。

明治三年三月

米山友右衛門

(花押)

米山友右衛門由緒一類付、吟味仕候處、相違無御座候。 北弐番組世話役 

右

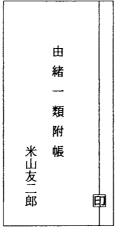
森田余三郎

(花押)

松尾口之助 (花押)

小川庄左衛門 (花押)

〔4〕米山友二郎



本月二十八年 米山 友一本月高麗越中国出生

郎

鍛冶町三拾·加賀国第拾-六 三 郎 区 同居 小五区

私儀、

実は新川県射水郡古国府真宗勝興寺元家司当平民広瀬数衛二男

-46-

二御座候処、当県士族米山友三養子罷成居候処、同人隠居願之

通御聞届、家督相続被 命候

十世之祖父

家代、高麗陣之節被連越、其後同利長代、越中高岡 高鉄砲之者 佐左衛門儀、生国高麗出生之者:御座候処、八九歳之頃前田利 二被申付、寛永之頃病死仕候由、承伝申候。元禄三年金沢火事

、十世之祖母

九世之祖父

源右衛門義、米山佐左衛門倅ニ御座候処、

前田利常代、父佐左

之節、覚書焼失仕候ニ付、宛行高并病死年号、伝承不仕候。

九世之祖母

相勤罷在候処、延宝八年三月病死仕候。

衛門為代、鉄砲之者:被抱、切米貮拾九俵給、百人之者被申付,

八世之祖父

由緒伝承不仕候 米山小左衛門

門為代、先筒足軽:被抱、切米貮拾壹俵給、相勤罷在候処、 小左衛門義、米山源右衛門倅ニ御座候処、前田綱紀代、源右衛

八世之祖母 徳三年三月病死仕候。

前田綱紀足軽 箕輪故義兵衛娘

宝永三年八月病死仕候。

七世之祖父 米山新五右衛門

田綱紀足軽米山小左衛門娘聲養子罷成、 新五右衛門義、実は金沢町浪人黒川故五兵衛倅ニ御座候処、前 先筒足軽被抱、 切米貳拾俵給、相勤罷在候処、宝曆五年九月病 同人為代、前田綱紀代、

七世之祖母

田綱紀足軽 米山故小左衛門娘

宝曆六年七月病死仕候

六世之祖父

米山佐左衛門

候処、米山故新五右衛門娘聟養子罷成、享保九年前田吉徳代、 政右衛門義、実は越中魚津材木方足軽江口故伊右衛門倅ニ御座

米山政右衛門

十二年二月病死仕候。

割場付足軽欠人為代被抱、切米貮拾俵給、

相勤罷在候処、宝暦

六世之祖母

由緒伝承不仕候

米山源右衛門

高祖父 宝曆十年六月病死仕候。 前田綱紀足軽 米山故新五右衛門娘 米 Ш 清

門倅:御座候処、米山故政右衛門養子罷成、同人為代、宝曆十 三年前田重教代被抱、切米貮拾俵給、相勤罷在候処、天明四年

清蔵義、実は前田重教家臣三輪故甚五右衛門家来来島故離右衛

蔵

八月病死仕候。

高祖母

故新九郎娘

天明五年四月病死仕候。 金沢大工町安田屋

曾祖父

友右衛門義、実は先筒足軽小頭須賀故與左衛門倅ニ御座候処、 米山友右衛門

米山故清蔵養子罷成、同人為代、天明四年前田治脩代被抱、切

切米三拾俵給、 米貮拾俵給、相勤罷在候処、数役相勤、文化十年小頭役被申付、 相勤罷在候処、文政元年七月病死仕候。

曾祖母

前田齋廣足軽

石黒故善兵衛娘

嘉永七年四月病死仕候。

祖父

米山友二郎

抱 友二郎義、父友右衛門為代、文政元年前田齋廣代、先筒足軽被 切米貳拾俵給、相勤罷在候処、天保二年正月病死仕候。友

二郎義、嫁娶不仕候:付、祖母無御座候。

友三義、実は先筒足軽小頭吉川故善蔵倅ニ御座候処、米山故友 米 Ш 友 三

二郎養子罷成、同人為代、天保二年前田齋泰代、先筒足軽被抱。 安政五年三俵加増被申付、 切米貮拾俵給、同慶寧附被申付、数役久々実躰相勤候由ヲ以、 都合切米貮拾俵三給、今般隠居家督

奉願候処、願之通隠居被 命候。

前田齋泰足軽 中山故喜三右衛門娘

士族 小島佐嘉 恵

米山友三娘

一、伯父

一、妻

母

士族 土  $\blacksquare$ 廣

 $\pm$ 族 茅野準 平 妻

実方

一、従弟

父方

一、従弟

父方

廣 瀬 數 馬

數馬義、 祖父 越中射水郡古国府真宗勝興寺家司:御座候処、文化十

祖母 越中射水郡古国府真宗勝興寺元家司

二年三月病死仕候。

廣瀬故兵五郎娘

文政四年六月病死仕候

數衞義、 父數馬家督相續罷在候處、 及老年隱居仕罷在候。 廣

瀬

數

衞

一、従弟

右

同人倅

廣

瀬

喜

=

郎

一、従弟 父 方 一、従弟

父 方

伯父

新

Jil 県 射

水 郡

高岡町平民

廣

瀬 瀬

喜

作

齋

兄 母

新

JII 新

県 Ш 県射水

射水郡

古 郡 国 高

囧

町平民

多畑三右衛門亡娘

府真宗勝興寺元

家

右 同人ニ

男

廣

瀬

彌

25

郎

右同人三男金沢町 平民 森田 一宗兵 衝 養

森

田

次

兵

衛

氏神安江八幡社

宗旨は日蓮宗、寺は金沢卯辰町真成寺壇那ニ御座候。

右 私由緒 類附如斯御座候。 此外自他縣共親類無御座候。 以上。

明治六年十二月

米山友二郎 田

石川縣令内田政風殿

◎金沢市立図書館加越能文庫蔵『先祖由緒一類附帳』のうち、 渡来朝鮮人を先祖に持つ士族の由緒書を翻刻した。

# 高麗網張並異国渡来人之子孫御尋

高麗網張 市 村 七 兵 衛

謡を数寄諷申候間、 兼々私迄為申聞、 右過分之御切米被下置候處、 達者に諷申由に御座候間、 責雨御奉公に、御能の刻地謡相勤申度奉存候旨、 何之御用等無御座、 地謡可被仰付候哉、 迷惑奉存候。数年

(元禄六年)

四月十四日

和田小右衛門

此者近年御殺生御用茂無御座候處、 御扶持被下置難在仕合奉存候。 御網張 市村七兵

先年御能地謡奉願被仰付、

則諸橋喜太夫弟子罷成、

相勤申候。今般

江戸江 罷越御能相勤、又は稽古をも仕度之旨奉願候付、書記上之申

以上。

六月晦日 (元禄八年)

三輪七左衛門

佐 藤勘兵衛

玉井勘解由殿 賀信 濃殿

多

覚

年中御切米高 一、二十六俵

高麗網張 金子萬右衛門

右去月晦日病死仕候に付、御案内申上候、以上。

寅六月二日 (元禄十一年)

三輪七左衛門

前  $\blacksquare$ 

奥村壱岐殿 前 横山左衛門殿 田 対 馬 殿

村井出 雲 殿

Ш 備 前 殿

記上之申候。 高麗網張様之儀、 並市村七兵衛先祖並之者共儀。

夫々相尋候趣左に

、網之張様並仕立様共に、 由、右七兵衛申候。 当時世間に取扱候通に相替品無御座 候

、七兵衛曾祖父市村故清六儀、高麗者に御座候處、右御陣之刻擒 以後小川故七郎左衛門弟子に被仰付、火矢稽古仕、両品共之御用 生御用相勤、 被召出、父に被下置候御切米之通致拝領、御鷹匠組に被仰付、殺 御鷹匠組に被仰付、殺生御用相勤、 微妙院様御代被召出祖父十右衛門に被下置候御切米之通拝領仕、 御用被仰付候處、寛永二十年病死仕候。右為跡目父十右衛門儀 故十右衛門儀、清六為跡目被召出、 候。右御切米之員数、並死去仕候年号等不相知由申候。祖父市村 相勤申候處、延宝二年病死仕候。当七兵衛儀、父十右衛門為跡目 に罷成候。瑞龍院様御代被召出、殺生御用被仰付置候處、病死什 御鷹野御供にも度々罷出申候。先年此者之並、刀を 御鷹野御供にも罷出申候。其 御切米十三俵余被下置、殺牛

手に┈擒に罷成候哉、不相知由申候。生御用無御座候故、相勤不申候。清六儀、高麗御陣之刻、何れ之帯し申儀御改之節より、町奉行支配に被仰付候旨申候。近年は殺

、小川七丞祖父小川故久次儀、高麗者に御座候。 、金子先萬右衛門儀高麗者に御座候。右御陣之刻、毛利安芸守手 藤肥後守殿手に『擒に罷成侯處、瑞龍院様御代被召出、小扶持被 門死去之砌、先町奉行申聞候は、此並之者跡目被仰付御格も無之 門儀跡々より出入も仕者之儀候間、召抱可申旨に席、萬右衛門存 勤 金子先萬右衛門殺生網上手に候間、 郎左衛門儀、寛永十五年御徒並に被召出、御切米四十俵被下置候。 言上可仕候条、由緒書指出候様にと申聞候に付、前田故清八方迄 殺生御用相勤申候處、其以後小川故七郎左衛門弟子に被仰付、火 御代被召出、父に被下置候御切米之通拝領仕、御鷹匠組に被仰付、 右書付出し候由申候。私共留帳には、其品曾m相見え不申候。 候間、五十日過候はゞ、御屋敷指上可申候。若御尋も御座候節は、 生之内より、吉右衛門儀出雲方江小将組に召置申由に候。萬右衛 達候處、ケ様之者用事に無之候へ共、助成に罷成儀候者、萬右衛 に付、為助成村井出雲方は、せがれ吉右衛門召抱候様に仕度由申 配に被仰付候處、元禄十一年病死仕候。萬右衛門儀勝手困窮仕候 矢稽古仕候。先年此並之者刀を帯し候儀御改之節より、町奉行支 六俵被下置、殺生御用被仰付、大坂御陣之御供、並江戸御供も相 に雨擒に罷成候處、瑞龍院樣御代被召出、御徒組に兩御切米二十 慶安五年病死仕候。右為跡目せがれ故萬右衛門儀、微妙院様 寛永十五年病死仕候。殺生御用は相勤不申候。せがれ故七 見習可申旨被仰付、殺生御用 右御陣之刻、 加

共火矢御用之儀は、私共より申渡候。番御徒組に『火矢御用相勤申候。私共支配之者に『無御座候。然寛文三年病死仕候。せがれ茂右衛門に、右御切米之通被下置、定被召出、御切米三十俵被下置、火矢御用並殺生御用茂相勤申候處、小川故茂兵衛儀、故久次次男に『御座候。寛永十五年御徒並に

に兩御座候。

持方被下置候様にも可有之旨、故兵庫申聞候へ共、其頃は病者に文十一年江戸御供に罷越、於彼御地病死仕候處、当孫三郎に御扶扶持被下置、御細工人並に被仰付候。殺生御用は相勤不申候。寛侯旨申候。御扶持方は不被下置由に御座候。假見被仰付候様に承及候旨申候。御扶持方は不被下置由に御座候。の見被仰付候様に承及に、、高麗当孫三郎祖父先々孫三郎儀、高麗者に『、金子先萬右衛門』、高麗当孫三郎祖父先々孫三郎儀、高麗者に『、金子先萬右衛門』、高麗当孫三郎祖父先々孫三郎、

穢多細工は不仕候。殺生網仕立様は、覚不申由に御座候。家名高郎儀、町人に兩縫針細工仕候。御武具・馬具等之御用相勤申候。由申候。故孫三郎儀、町奉行支配之者に兩御座候由申候。当孫三由座候兩、江戸御供など難相勤由申達候得者、追雨気色も快、押御座候兩、江戸御供など難相勤由申達候得者、追雨気色も快、押

右之通に御座候。以上。

麗屋与申候。

九月二日(宝永三年)

高麗者之儀御尋に付書上申候處、

重而御尋之趣一々奉承知、

其品左

小塚八右衛門

前田兵右衛門

仕候由申候。地諷茂相勤申候。 は、御徒並に被仰付置候者共、刀指申儀相止候者如何様之儀に候哉 、御徒並に被仰付置候者共、刀指申儀相止候者如何様之儀に候哉 、御徒並に被仰付置候者共、刀指申儀相止候者如何様之儀に候哉 、御徒並に被仰付置候者共、刀指申儀相止候者如何様之儀に候哉

に承及候由申候。可然旨に付、任其旨、翌年御当地へ罷越、右細工に西渡世仕候様可然旨に付、任其旨、翌年御当地へ罷越、右細工に西渡世仕候様候處、御上洛之時分、小幡先々宮内申聞候は、御国江罷越細工仕先萬右衛門与一所に罷越、京都に居住仕、武具・馬具等之細工仕先萬右衛門与一所に罷越、京都に居住仕、武具・馬具等之細工仕た、多命祖に承及候由申候。

儀父死去以後、春田十兵衛与申者之聟養子に罷成候由申候。動助扶持方員数、並何組に严御奉公相勤候哉之儀も相知不申候。動助八郎儀何れ之手に严擒に罷成候哉、且又小八郎・勘右衛門共に御後、彼者せがれ成瀬勘右衛門与申者に、御扶持方被下置候處、寬處、瑞龍院樣御代被召出、御扶持方被下置候。小八郎病死仕候以處、瑞龍院樣御代被召出、御扶持方被下置候。小八郎病死仕候以處

候。

、氷天齋与申者、高麗御陣之節彼地より罷越候。其以後御当地江
、水天齋与申者、高麗御陣之節彼地より罷越候。其以後御当地江
の一位候は、大次郎右衛門はがれ次郎右衛門が共之内、塗師七右衛門が去仕候が、次郎右衛門せがれ次郎右衛門が進伏・一三歳之時父次郎右衛門死去仕候が、世がれ次郎右衛門に御来百俵被下置候。寛永二十七代付、微妙院様御代、四人扶持外御米百俵被下置候。寛永二十年病死仕候。此者養子蒔絵師西村次郎右衛門与申者、御用之蒔絵細工の上候。此者養子蒔絵師西村次郎右衛門与申者、御門与中者、高麗御陣之節彼地より罷越候。其以後御当地江、水天齋与申者、高麗御陣之節彼地より罷越候。其以後御当地江

、名倉不乱与申外科、異国者之由に御座候へ共、高麗より擒之者

候時分、不乱に被下置候御印之物、幸春に被下置候御判之物、都 合二通、右加右衛門娘奉所持候付、私共方江取置申候。 煎加右衛門与申者方江再緣仕、娘一人出生仕、今以父加右衛門方 座候哉、此段も相知不申候。幸伯死去以後、此者妻儀当町地子肝 戸江罷越、彼御地に雨病死仕候。幸春儀後不乱与如何之続に雨御 **賀養子幸伯与申者に、十人扶持被下置候處、療治為稽古奉願、**江 に罷在申候。妻は五年已前病死仕候。後不乱並幸春御知行拝領仕 幸春与申者、当御代御知行百五十石被下置候處、病死仕、為跡目 候哉、但外に幸三与申者御座候哉、其段不分明候。右幸三せがれ 被下置候。此続之内幸三与申者御座候。後不乱名を改、幸三与申 候由に御座候處、致病死候付、為跡目せがれ不乱に右御知行之通 に御座候哉、相知不申候。此者微妙院様御代、御知行百石被下置

右之通に御座候。先日被返下候私共紙面、此度一所に上之申候。

以

九月十日 (宝永三年)

小塚八右衛門

前田兵右衛門

上之申候、以上。 至迄相改申候へ共、右高麗より渡り申者之子孫無御座候。為其御諸 高麗より先祖渡り申者之子孫有之哉御尋に付、私共裁許夏屋借家に

宝永三年九月六日

町 御奉行所

本町肝煎連名

火矢方小川氏之事

寛文六年に御知行百石被下、 仕候。以後私親小川故七郎左衛門、寛永十五年に被召出、 奉行支配に被仰付、七郎左衛門死去仕、為跡目私兄小川故権右衛門、 十俵御歩並被下、其後承応二年に御知行百五十石被下、町同心並町 私先祖小川故久次小扶持、百五年以前に上方にて被召出、 私儀寛文十一年に御知行五十石被下置 久次死去 御切米四

子十月朔日(元禄九年)

以上。

小 ][[

七

三輪七左衛門殿

前田清八殿

緒 帳

節御充行之儀は承伝不仕、寛永十五年病死仕候。 候處、瑞龍院様御代於京都被召抱、家名小川と相改候様被仰渡、 陣之節擒に罷成、日本へ被召連、大坂表にて山海久次と相名乗罷在 弟貞種へ火法不残伝授仕候。貞種儀高麗に罷在候處、秀吉公高麗御 儀新羅国麒山之補祐と申者之伝方にて、薄金張筒・棒火矢・埋火等 伝授仕、嫡子胃圓と申者へ相伝申候。然處右胃圓儀実子無之に付、 久次儀、 高麗国出生にて胃齢と申者之二男貞種と申者にて、 父胃齢

〇以下畧之。

妻に罷成、正保元年病死仕候。

同人妻、高麗より摘七人被召連候内女子一人有之候處、右女子久次

火矢方御細工人仮横目

万治三年より御歩横目一人

原 田 源 兵 衛

小川久次忠勝

延宝三年より原田代御歩横目

斎藤四郎兵衛

同五年より斎藤代御歩横目

東 郷 又 八

右副田権六元禄七年役替被仰付、以後代り人被仰付間敷段村井出 同六年より東江代御歩横目

副 田 権

殿・土方勘左衛門殿仰談にて、以後横目役願申間敷段被仰渡候に 願来候處、御細工人友山次右衛門と申者一人役にて相勤候節、 様子御座候て天明元年横目被指除。其節之御奉行衆津田林左衛門 雲殿被仰渡候付、其後より火矢方御細工人之内両人充仮横目に奉 其後は不奉願候。 御

、寛政三年小川七太夫自害仕相果候に付、小川久太夫一人役故横 動罷在申候、以上。 目奉願候處、御細工人吉田宇兵衛・河村彦左衛門両人仮横目被仰 宇兵衛病死後は代人願上不申故、当時彦左衛門一人役にて相

月

小 Ш 友 作

小川兵左衛門

小川家火術指南之事

相伝候様、群吾郎等江被仰出置候。依m御家中等入門いたし候儀不 海辺御手当方格別御詮議有之御時節に付、入門之人々有之候はゞ致 小川家火術之儀は、先年より御様子有之他家へ不致指南候處、 近年

月

朝鮮本呂氏郷約之事

此段一統へ寄々可申談旨被仰出候事。

(嘉永六年)

前月九日之紙面到来令披見候。

一、朝鮮本之内、呂氏郷約一冊反古の内に在之、損申物に在之候へ 仰出候旨、源右衛門より奉書紙面差越候由。則源右衛門紙面写被 之紅楓三葉、源右衛門へ被相送候處、是も入御覧、段々結構成被 為見被申候へば、入御覧、永御留置被遊候旨。且又嵯峨より到来 書躰和版に在之候とは違申に付、山本源右衛門へ普通之序に

委曲令承知、

十一月四日 (享保三年)

山崎主税 金森内匠 料 料

竹田権兵衛殿

高麗網張金子萬右衛門細工場地面被下事

三歩余屋鋪地子銀差上不申候、以上。 用申渡相勤申候。右之通御用地に罷成候に付、寛文十一年より六十 を以網綱干繕等仕御細工所被仰付被下、今以御鷹匠小頭より、 年寄衆へ相達候處、幸屋鋪続に六十三歩余請地有之、其處に古材木 せばく御用難勤、寛文十一年大平源右衛門・清水伝兵衛へ相断、 網縄等裁許仕候。職人共召集、萬右衛門宅にて諸色申付候故、 右萬右衛門儀、最前御鷹匠組にて居屋敷九十歩被下、御殺生御用並 金子萬右衛門 家内

(元禄九年)

十月二十五日

前 田 清

三輪七左衛門

# ◎『国事雑抄』(加賀能登郷土図書叢刊)によって示した。

#### 【5】可観小説

# 、吾国に朝鮮本残缺の伝る所以

吾国に朝鮮本の書籍、多く残缺して遺るゆゑんは、壬申の役に加 り。朝鮮の役方に起るに及て、清正、板垣に語て曰。某三軍の司 後板垣氏、清正に奉仕し籠幸を得て、禄千石を食て肥後にありけ 州を陥れて城に火を発しぬ。時に庫倉の多くあるを見て清正怪之、 西北の寇害を避て、嘗て文籍の類は皆此城中に納ぬ。吾兵先づ晋 と答ふ。清正許諾せり。然るに彼土晋州の城は、国の東南にて、 乱し学者書に乏し。朝鮮にて書籍を獲られなば、某へ賜るべしや く、朝鮮は文籍の国なりと。吾国久敷戦闘の地となりて、文書散 何の恩酬をか望可申候や。雖然命の辱を徒にすべきに非ず。某聞 然れば何にても所望の事は可相叶也、可申聞となり。板垣いふは 云。三女子の死生を以て、其方へ委ね置事、莫大の恩と思ふ也。 大事ありとも、我子と存じ養育すべしと、かたく申残せり。 を以て其方へ委ね置なり。只疾病の為のみならず、死生に預るの そのおひ立のいかならん事を不知は、是のみ不便あり。此三女子 と成べし。生前に於て一の遺念あり。女子三輩ありて皆幼穉なり。 命と成て海外に赴く。生て本国に還る事あるべからず。異域の鬼 武内晴信の医師に、板垣法印といふあり。晴信死し、勝頼敗亡の 藤清正、大船三艘に積て肥後州へ伝致せるに因て也。其故は甲州 士卒をして破りみせしめぬれば文庫なり。清正衆を戒て焚掠を止

及東都へ携来り、頗る諸家の文庫に入ぬ。(木下順庵の話 白石伝)を納置ぬ。其余没入の書は、肥後侯二代にて国除かれし時、唐本称し、小笠原遠江守に仕て、法印が血脈を伝ふ。此友閑書籍若干称し、小笠原遠江守に仕て、法印が血脈を伝ふ。此友閑書籍若干を供に授けぬ。是故其書脱落多し。法印死し、其子も清正父子へ均しめ、車数十輛に載て海に至らしめ、終に肥後州へ逓致して板

# 一、前田直之火器稽古を令停らる

## 一、加藤清正に殉死の朝鮮人

供はじめ思ひ油断したる時分、箍輪師の通りけるを呼入、古桶共 の脇に並て建たり。 正龕の次に続て土佐・金官か棺を舁せ、中尾山の墓所へも、左右 を見付大に驚き、脇指をとり種々に教訓してとゞめ、脇指も隠し 給ふ。清正の死を聞て、一日片時もながらふべからずと云て自殺 加藤肥後守清正逝去の時、金官といふ朝鮮人あり。此金官は清正 両人清正葬礼、十月十三日に西光寺原といふ所にて執行の時、清 宅追腹す。是は元来佐々木陸奥守に仕へしが、奥州死後清正に奉 たりけり。此外に大木土佐といふも、六月廿五日の辰の刻に於私 の輪を懸させて見ゐたるが、人のなき時箍輪の鉋を取て腹切て死 丸腰にして置けるに、十四五日に過ける故、思とゞまりたると子 せんとす。時に慶長十六年六月廿四日の事也。子供両人有之。 朝鮮在陣の内より、如形念頃に召使、後には二百石の禄米を下し 公し、三千石迄給りし、数年別ての悃志なり。仍之殉死しぬ。 此

**悃志にいたされたるものならん。我国にても脇田九兵衛、朝鮮** るものを召捕え不便を加へ、幸ひ其人品よろしきが故に、 え候。然共其人の始終を不ゝ詳ば、一概に難ゝ論。定て幼少な するに至る。真に難得君徳と云べし。但金官が父母の国にて義 右両人は亡国の旧臣、或は異域のとらはれにて、恩に感じ殉死 至て微賤より登庸せられ、譜代旧功の臣下は一人も無之筈なり。 愚謂。清正遺愛人に在し事、此両殉死にても景慕すべし。 にて宇喜多秀家の軍へ召捕候時、七歳にて金如鉄といひし。秀 死は不遂して、区々たる私恩にて自殺する事、不都合千万に聞

> 給り重職に任じぬ。か様の類なるべし。然れば節義を失ふとは 家敗亡の後、我瑞龍公へ仕申、微妙公の御時に至り千石の禄を

# 一、輪島の船、朝鮮に漂着の事

云がたし。傑出の人といふべし。

之対州人、在大坂留守居役中川四郎五郎来状に、御領分能州鳳至 付、今日町御奉行所御月番様へ罷出で、右の趣御案内申し上候。 於: 此表: 町奉行所へ御届可申上旨、国元御家老共より申越候に 筈に御座候。依之於江戸表御老中様へ承届、御案内申上候に付、 申越候に付、対州へ到着次第使者相付、 前へ漂着仕り別条無之旨、彼国に指置候対馬家来より、対州案内 南風弥烈しく、其上霧深く罷成候に付、柱を切掛候處、霞の間 郡輪島町二十三端帆船頭伝九郎と申者、水主共に拾四人乗組米を 今茲秋七月能州輪島の船一艘、 此段為御知申上候。 拾二人のもの共伝馬或は船板に取付、朝鮮国慶尚道の内長暫と申 に罷成、其節水夫の内勘四郎・七右衛門と申もの溺死いたし、 に取乗り灘に漕寄可申と仕候處、伝馬を打返し拾四人の者共散々 見懸候故乗懸候へば、沖手に飛瀬有之、及『破船』候に付、伝馬 日長州津嶋を見懸候處、南風にて風波強く洋中に漂居、 積み、為商売大坂へ志し、七月九日輪島出帆、数日乗流。 大風に漂流朝鮮国へ令着岸候。 御当地御奉行所へ送届候 同十八日

九月十七日

宗近作の脇差

多賀信濃に付て献之。 約束いたし、件の脇指を授申候。当時養佐子養寿為家珍候。内々内官の朝鮮人左京と云者へ被下候を、左京儀養叔弟養佐を養子の公、備前上様へ被進候處、備前上様(浮田秀家廟御簾中)被召使候十八日堀部養叔、小鍛冶宗近作脇指献上す。是は元来従太閤秀吉

### 【6】亀の尾の記

#### 〇火矢所

之候。兼て其心得有之候様にと被為致返答候。小川氏皆本国朝鮮な候。ケ様の儀不及御沙汰候ては、以来小松城下騒動に罷成儀も可有拙子年老候で藁を結たる様に罷成候得共、いまだ御城代は相勤罷在に無紛候。御聞届候て、稽古仕候様にいたし度存候旨被申遺候処、先達て不及案内候儀不念の至に候。拙子共承届候て稽古為致候の儀に被申付候。此趣段々金沢へ相聞え候に付、年寄中より早使を以、

### ○唐人屋敷・天神町

り。今は士別にして町奉行支配なり。

此町を蓋ふ。雪の頃別して難儀也。往来の人心得あるべし。此町を蓋ふ。雪の頃別して難儀也。往来の人心得あるべし。へ出るなり。此園中に唐人屋敷と想像す。扨立帰り材木町本通りを行けば是らの異国人を置し屋敷と想像す。扨立帰り材木町本通りを行けば是らの異国人を置し屋敷と想像す。扨立帰り材木町本通りを行けば是らの異国人を置し屋敷と想像す。扨立帰り材木町本通りを行けば是らの異国人を置し屋敷と想像す。扨立帰り材木町本通りを行けばとらの異国人を置し屋敷と想像す。扨立帰り材木町本通りを行けば、道撞木成りになり、是より左は柿木町、右は此木戸より天神町ば、道撞木成りになり、是より左は柿木町、右は此木戸より天神町は、道撞木成りになり、是よりでは、奥村氏藩中人に尋ても、一向何某額々と云事を不知といふ。愚按ずるに朝鮮征伐の時、朝鮮である。田井天神在す故の町名なり。此間小人町成瀬家中の並びず。押せば其木戸明くなり)。是又通れば御小人町成瀬家中の並びず。押せば其木戸明くなり)。是又通れば御小人町成瀬家中の並びず。押せば其木戸明くなり)。是又通れば御小人町成瀬家中の並びず。押せば其木戸明くなり。

#### 〇森下村

又邑長亀田金右衛門居す。邸内に祖先大隅鉄斎の塚あり。国君東覲村中に橋ありて南北に界ふ。茶店多くあり。白団子を売る米倉あり。

門を先手の大将として急に攻落すとあり。又一説に、天正三年柴田 任の城主鏑木右衛門大夫を謀りて女婿とし、鏑木父子を森下へ迎へ、 越すと昌披問答に見えたり。又菅野の由緒には、大隅願に依て徼妙 あれども、先主の構あるを以て来らず。其子権兵衛並に加右衛門を 浪士となり在京するを、微妙公より五百口糧を賜ふ。当地へ御招き に仕へ、武功を以て一萬五千石に至る。薙髪して鉄斎と号す。後に 亀田金右衛門も岳信を先祖とすといふ)。大隅高綱後に桟野但馬守 甲とあらため町人となすよし、則ち與助由緒記に見えたり。又邑長 與助元祖は、此岳信の実子なり。徼妙公これを憐み給ひ、 隅と姓名ともに改め、岳信の遺言に従ふとなり(金沢染物師亀甲屋 の女婿を約束し亀田の姓を譲る。此ゆゑに勝家滅後、千熊は亀田大 招き切腹せしむ。岳信切腹の時千熊を賞して介錯をなさしめ、 山城に在りて、溝口半左衛門の子千熊高綱を使として、岳信を佯り 勝家越前北の庄(今の福井城のことなり)在城の時、佐久間盛政は尾 質に遣し礼をなすとあり。又森本城を佐久間玄蕃允より平野神右衛 名は千熊といふ。後に大隅とし、夫より法躰して鉄斎と号す)を人 に従はず、勝家和談をなし溝口半作(半作は高綱の事なり。 □もと由緒あり)。関屋政春の古兵談に、岳信武勇の達者勝家の手 し、勝家滅亡の時越前にて殉死すと云ふ(按ずるに此説に因れば溝 佯りてこれを殺す。此時岳信の子半左衛門勝家に仕へ、溝口と改姓 り。南越の朝倉氏加州を併呑せんと、密に岳信に通ず。因て岳信松 此地の東山に殿館といふあり。或記に曰、釈賊の巨魁亀田大隅岳信 帰北なし給ふ時、必ずこゝに憩ひ給ふ。鯉二つ献ずる事佳例なり。 (初名は小三郎)河北郡の小坂辺を押領し、此に館して其威さかんな 亀田を亀 初めの

国君御座の間の前にあり。御腰掛の時も其まゝになし置かると云ふ。寄付せし返翰、松花堂の筆の物掛軸となし蔵す。邸内に陰陽石あり。の地也といふ。寛永十七年六月夜盗権兵衛の家に入てこれを殺し、の地也といふ。寛永十七年六月夜盗権兵衛の家に入てこれを殺し、不賜はる。此時父大隅よりの顔にて、士二十一人別にめし出さる。公へ召出され、千二百石可賜御約束の処、故あつて七百石を権兵衛

#### 〇黒津船

今猶町中に建て公然にす。 今猶町中に建て公然にす。 成成規等加賀国に着岸す。或記に、此使の到着せし所は、国俗古来 根成規等加賀国に着岸す。或記に、此使の到着せし所は、国俗古来 以前他の海澳へ黒船来り交易す。されば此所へ黒船入津せしゆゑ此 名あるならん。黒船停止となりしも、寛永十五年の秋よりなり。正 名あるならん。黒船停止となりしも、寛永十五年の秋よりなり。正 となりで、商家列肆す。夫 以前他の海澳へ黒船来り交易す。されば此所へ黒船入津せしゆゑ此 以前他の海澳へ黒船来り交易す。されば此所へ黒船入津せしゆゑ此 となりしも、寛永十五年の秋よりなり。正 となりで、商家列肆す。夫 以前世の到着せし所は、国俗古来 切此黒津船といふ由緑を考ふるに、貞観十三年辛卯渤海国の入覲使

#### 〇深見

か。深き海といふ事にて、則ち万葉集十八深見。深海互に出す、以ゝにつなぎしなるべし。よりて思ふに、古郷の深見駅は此地ならんせしめし遺家ならん。されは此地いにしへは海深くして、番船をこ又按ずるに宮腰町人に唐人屋と呼ぶものあり。いにしへ唐人を止宿

返翰十六日池主へ報ゆ。其往復僅に一日路なれば、此地相応なり。十四日此深見の村に来り、歌三首を作り十五日送之。然るに家持其て見るべし。又天平二十年春三月越前掾大伴池主公事あるを以て、

来る事も偶然たることながら奇といふべし。と。可観小説に見えたり。されば此地も深見なるに、深見の蕃客をさけ来りて、名を深見新右衛門と改む。其出地によつて名付く因みに記す、渤海とは深き海と訓ず。元禄の頃渤海の儒日本へ乱

り薬店へ鬻ぐ。今は此根を染工採るゆゑ花やゝ少しといふ。此地矢の根石産す。又松露多く産す。玟瑰花ありて、採薬師是を採

#### 〇ケイゴ山

ふくし。 さればケイロ山といふ口の偏畫の脱しなるべしといへり。鑿説といさればケイロ山といふ口の偏畫の脱しなるべしがを泣岩といふと)。られしに、此山々の景を見、鷄篭山の景に似たるとて名遺りしと云朝鮮役に朝鮮人を捕へ、高徳公へ預けられ、其者奥村氏第に置かせ戸室山の南に在る山をケイゴ山といふ。或博識の士曰く、文禄年間戸室山の南に在る山をケイゴ山といふ。或博識の士曰く、文禄年間

ゝ故ある地名多し。又是より医王山へ三里計りあり。は藤色のみなり。此地に産すは紅色多し。ぐんどう・なしの木などケゴ山頂きに沢多し。沢菊・沢蘭生ず。石川郡の小川の沢に生ずる

◎『亀の尾の記』(加賀能登郷土図書選刊)によって示した。

### 【7】金沢古蹟志

#### 〇庄田萬金丹

られ、河内守の従士庄田の元祖庄田市佐孝治が家に、従僕と両人三 もあれど、非なるべし。 慶長以来の事ならんか。然れば亀尾記に、朝鮮陣の擒の内なりとい 明は元和六年五月卒すれば、隨春が庄田の家に寓居せしは、文禄・ 府の役者小笛庄兵衛なりと云ふ。とあり。おもふに、奥村河内守栄 合致すまじく、庄田の家薬にすべしとなり。隨春の末孫は、江戸幕 丹は殊に隨春家伝の妙方なりし故に、伝授せし上は隨春家に再び調 庄田市佐懇意にせし謝礼として、薬方を種々伝授せし中にも、 年寓居し、後武州へ赴き終に歿すと云ふ。武州へ赴きける時、日頃 丹は隨春と云ふ明医の伝法なり。隨春をヤンチンと呼べりと。此の りと云ひ伝へたりとぞ。平次按ずるに、今庄田氏の伝書には、萬金 り。今彼の家士庄田某の家に製する萬金丹は、彼の朝鮮人の伝法な り。朝鮮征伐の時擒られたる朝鮮人を、奥村快心入道へ預けられた 薬なり。亀尾記に云ふ。奥村内膳の下邸園中に唐人屋敷と云ふ所あ 此の薬は、奥村氏元家中に居住せる庄田氏の伝法にて、高名なる良 ふ伝説は正説ならん。明の乱を避けて帰化せし人ならんかと云ふ説 人如何なる故にや加賀国へ来りけるを、奥村二代河内守栄明へ預け 萬金

### 〇異国屋弥右衛門伝

商業とす。家伝に云ふ。先祖以来金沢に居住し、金沢にて異国張の弥右衛門は、世々旧魚屋町の中程南側に居住し、代々絹布の洗張を

所留記に左の如く見にたり。 東国屋と呼べりといへり。按ずるに、朝鮮陣の時擒と成りたる者の 異国屋と呼べりといへり。按ずるに、朝鮮陣の時擒と成りたる者の 屋と呼べり。異国屋は朝鮮陣の時擒と成りたる者の子孫なるが故に、 屋と呼べり。此の唐仁屋と金沢の異国屋とは、世に珍敷屋号也。唐仁屋 といへども、旧記等は伝来せず。或は曰く、宮腰に唐仁屋某といふ 鼻祖なり。故に屋号を異国屋と称し、今異国を苗字とすと云ひ伝ふ

為」其御請上」之申候。以上。家に至迄相改申候得共、右高麗より渡り申者之子孫無』御座,候。高麗より先祖渡り申者之子孫有」之哉御尋に付、私共裁許襄屋・借

宝永三年九月六日

御

奉行

所

本町 肝煎連名

中にも高麗孫三郎に就きては左の如く記載せり。・小川久次・小川茂兵衛・高麗孫三郎五人、皆高麗陣の時の擒にて、るもの也。此の時町奉行よりの言上書に、市村清六・金子万右衛門右は参議中将綱紀廟穿鑿し給ふに依りて、町奉行よりしらべさせた

(中略--『国事雑抄』と同文)

又重雨指上候言上書には左の如く祓せたり。

(中略―『国事雑抄』と同文)

か。又別人にて、共に彼の国より来りし者の子孫にゃもあるべし。国屋弥右衛門が元祖も、若しは右等の人々などの子孫にてもあらん鮮陣の擒等の子孫彼是金沢に居残居たる事知られけり。されば今異按ずるに、右言上書にて考ふれば、宝永の頃高麗人の子孫とて、朝

#### ○豆腐座事略

高松

町宿並において、旅人商人以下に、当分少宛売買程之儀者可』仕之御分国中豆腐並味噌仕売候事、堅令゛停止゛候。但味噌之事、所々

慶長拾年九月五日

旨被"仰出"者也。

山大

奥村伊予守

原出羽守

(後略)

金

沢

町

#### 〇古餌指町

移転の事所見なし。故に其の時代年暦等詳かならず。称し、地子地と成りしものなりといへり。但し、旧藩の諸記録中にの地なる餌指町へ移転を命ぜられたり。故に此の地をば古餌指町と旧藩国初の頃、此の地にて餌指共の居邸を賜はりしかど、後浅野町旧藩国初の頃、此の地にて餌指共の居邸を賜はりしかど、後浅野町元禄九年の地子町肝煎裁許附に、古餌指町とあり。同三年の火災記

#### 〇餌指来歴

長十年利長卿富山養老附士帳に、御鷹師の末に、餌指といふは、旧藩中は鷹の飼餌となす小鳥を取る者をいへり。慶

一、二拾五石 ゑさし 仁 助

#### 御餌指

一、拾五俵 拾 同 同 拾三俵 俵 金銀被り 下衆 小 市 藤右衛門 郎 内 市 拾 拾五俵 司 同 拾三俵 拾 俵 万右衛門 與  $\overline{H}$ 郎 蔵

右の中にも、万右衛門は金子万右衛門、小八は成瀬小八、清六は市一、同 同 久 次 不一、銀五枚 高麗ゑさし 清 六

村清六、久次は小川久次といへり。此の四人は皆高麗者にて、朝鮮

の遺名なるべし。慶長十七年十月十七日の定書に、高岡築城の間暫く魚津に居給へり。此の時供奉の餌指共居たるゆゑ山へ隠居し給ふ処、同十五年三月富山火災に付き、魚津城へ立退き、陣の擒共也。今越中魚津に餌指町といふあり。利長卿廢長十年に富

ゝ 可ゝ 有ゝ之事。 一、鷹師并ゑさし・いぬ引以下於ゝ有ゝ之、賄其外非分申懸儀、

不

一、御鷹師・ゑさし已下によらず、金沢奉行衆より墨付無」之儀申同廿年三月五日の定書に、

懸候もの改候事。

中略―『国事雑抄』と同文)

宝永三年九月高麗網張等取調書に如い左あり。

麗餌指といふは、朝鮮渡来の人々にて、金沢町会所留記に載せたる

右市村清六・金子万右衛門。小川久次。成瀬小八郎の四人は、利長

候儀如何敷旨を以、 者なるゆゑ、一統刀を帯しける処、享保九年に被□召抱□、御宛行各 子指置きける者には外に相渡し、餌鳥取上げゝるに、其の員数に応 るべし。また高麗網張も、網之張様仕立様共に相替品無」之由、 卿の時高麗餌指とて、鷹方の殺生役を勤めたりし事、前顕の寛永四 に相成る。とあり。 三人扶持に二拾俵、役鳥は二千羽宛。右前々之振を以、今更刀指止 三人扶持に十五俵宛被」下。此役鳥年中に三千羽に極り、 じ、銀壱匁に雀六羽宛買上げ、代銀年切に被;渡下 - 也。此節浪人 御鷹の餌鳥を取上げゝるゆゑ、御留場の内殺生札加・越二枚に、弟 足軽の類なり。しかし言上等之紙面には苗字は除きたり。かれら連 扶持に二十俵余賜はり、一刀にて、岸藤左衛門などは苗字を付け、 披問答に、金沢の餌指は、微妙公の時より松雲公の時までは、三人 の網にて、朝鮮陣擒の高麗餌指共より始りたる網ならんか。国事昌 村七兵衛申すとあり。但し今日用ふる処の鳥網は、則ちもと高麗風 書に載せたるは誤なり。また高麗孫三郎といふも、高麗餌指の中な 年士帳にていちじるし。小川久次は殺生御用相勤不」申と彼の言上 /〜死絶え、代り召抱えられず。或は子弟等御雇として召仕はれ、 新規に相願ひ、是より刀を帯し、足軽一列之格 小頭は同 市

○唐人屋敷

鉄・菅野氏など加州へ来り、奥村快心入道へ預けられ、爰に置きたるに、昔朝鮮征伐の時、擒にしたる朝鮮人多く来る中にも、脇田如村氏家中の人に尋ぬるといへども、其由縁を知るものなしと。按ず亀尾記に云ふ。奥村内膳の下邸圏中に、唐人屋敷と云ふ所あり。奥

〇火矢所遺址

築せられ、此の時浅野川の火矢所を廃せり。、嘉永七年城南柿木畠に壮猶館を建て、小立野上野に鋳造場を建方の小川氏両家此の地に古来居住し、製造方を惣裁し来るといへどて、浅野川並木町の上なり。旧藩中は鉄炮火器の製造所にて、火矢に小川七之丞・彦兵衛の居宅あり。其の地は岡嶋内膳邸地の尻地に延宝の金沢図に小川七之丞細工所とありて、則ち此の細工場の隣地

〇火矢方小川久次伝

元禄九年の小川氏由緒書、及び宝永三年九月の高麗者取調書を考ふ

利長卿富山養老附士帳には如り 宛行之儀は承伝不」仕、寛永十五年病死仕。 下置、殺生御用は相勤不」申候。と記載し、 殺生方を命ぜられしかど、小川七丞祖父小川故久次儀は、 伐ありし時、加藤肥後守清正の手へ擒と成り、肥前国名護屋の陣営 者取調書に、利長卿の時高麗陣擒の者共数名召抱えられ、皆鷹方 久次と改称し、寛永十五年歿す。とあり。按ずるに、宝永三年高麗 国騏山の補祐と云ふ者の伝方、金薄張筒・棒火矢・埋火等を伝授し、 長男胃圓と云ふ者へ相伝す。然るに胃圓実子なきに依りて、弟貞種 ふ者の二男にて、名を貞種と称し、高麗の地に出生す。父胃齢新羅 るに、小川氏の祖小川久次は、実名を忠勝と云ひ、 へ召連れられ、後大坂に居止り、山海久次と名乗り居たるを、 へ相伝して、秘方の火術悉く伝授せしに、豊太閤秀吉公彼の国を征 一世利長卿京都に於て召抱えられ、小扶持を賜はり、命に依て小川 左あり。 とあり。但し慶長十年 小川氏由緒書には、 朝鮮人胃齢と云 御

### 御切米・金銀被」下衆

七郎左衛門、寛永十五年歩士並に召出され、切米四十俵賜はり、父有」之処、右女子久次之妻に罷成、正保元年病死。二子あり。長男と同勤にて、慶長十年の頃は僅に銀五枚賜はりしこと知られけり。 いっぱい でいっか でいっぱい でいっされば久次も清六高麗網張市村七兵衛曾祖父市村故清六儀は、高麗者にて擒に罷成、石清六は市村清六、久次は小川久次なり。宝永三年高麗者取調書に、一、銀五枚 高麗ゑさし 久次、次

年新知百五十石賜はり、町同心並にて、 細工所へ引取り、寛文四年より春秋両度宛、宮腰宇津木浜或は倉部 打試ありしかど、万治元年に利常卿薨逝、 なるべし。利常卿小松在城し給ふ頃は、小松近辺浮柳浜にて火矢の 念の至也。拙者共承届為」致"稽古 | 候儀無」粉候。御聞届稽古仕 政席へ相聞え、執政席より早使を以て、先達て不』及"案内| 儀不 あしく候とて、本吉浦にて稽古方申渡されし処、小松城代前田三左 等の火器妙芸を尽し、例年執政席の指図にて、石川郡宮腰続の海浜 宝の間金沢に小川権右衛門と云ひて、高麗流鉄炮の術を伝へ、火矢 火矢方細工人を指揮し、火術方の惣裁たり。混見摘写に、寛文・延 衛門定番歩組と成り、三家共家伝の高麗流火術の秘方を相伝して、 召出、歩行士並に被」命、三拾俵賜はり、寛文三年歿し、其子茂右 と成る。又久次の二男茂兵衛も、寛永十五年兄七郎左衛門と共に被 内百石を長男権右衛門に賜はり、五十石をば次男七丞に賜はり両家 七郎左衛門に二子あり。寛文六年七郎左衛門歿し、遺知百五十石の 久次より火術の秘方を伝受しける故に、火術方に命ぜられ、承応二 人の上申書に載せたり。さて寛文十二年閏六月、 浜湊浦に於て打試ありたる由、天明五年正月小川七太夫・久太夫両 様に致度旨被:申遣」と云々。とあり。按ずるに、右は寛文の末頃 箭等を挙ぐるもの候はゞ、召捕候様に被‥ 申付1。其の趣段々金沢執 番を出し、小松城よりの指図無ゝ之内は不ゝ可ゝ打。若し推して火 衛門直之、小松に於て此の由を伝聞し、習学の者共を押へ置き、使 に足軽高波源八等四人也。然るに宮腰にては、 にて其の芸術を習学す。権右衛門及び小川七丞・小川茂右衛門、外 町奉行支配に命ぜられたり。 翌二年火矢筒等悉く金沢 御城へ近く響き候て 宮腰浜に於て火矢

預け、同人せがれ又三郎は奥野右兵衛へ御預け、権右衛門弟七之丞に付、與頭・町奉行に対し暴言す。依」之権右衛門は品川蔵人へ御家見聞集には、延宝二年小川権右衛門火矢手伝人可」被『召抱』儀られ、小川七丞も玉井勘解由へ預けられしかど、後赦免となる。菅第有』之、権右衛門并せがれ又三郎両人、能登嶋の地へ流刑に処せ打試入用人歩請取方に付き、小川権右衛門等町奉行へ対し過言の次打試入用人歩請取方に付き、小川権右衛門等町奉行へ対し過言の次

町奉行へ対し雑言仕るに付、能州へ被「遺置」候。火矢の上手に候 なり。右権右衛門儀、先年町会所にて、勝手より刀を指し罷出で、 何とか仕やうの伝受も有」之儀に候哉。大体の馬にてはこたへ間敷 松雲公夜話録に、小川権右衛門は火矢之相伝仕り、鉄炮も上手也。 打ちたり。馬も貸馬などにて可」有」之、馬術の沙汰も無」之処、 免にて召返され、更に十人扶持賜はり、火術方如」故命ぜられたり。 許に雨、其の家業相続被:仰付っとあり。さて其の後権右衛門も赦 夫々御預けに相成、権右衛門父子能州へ流刑被! 仰付!。七之丞は免 江、松雲公年譜にも、延宝二年火箭之名人小川権右衛門、火箭之手 宮腰辺の浜にて、馬上早道の内にて鉄炮の玉薬込替へ、六・七放も 伝人選挙の事に依りて、町奉行へ対し不遜之儀有」之。権右衛門等 島の地へ流刑。七之丞は免許にて、権右衛門跡職に被:仰付っと見 は玉井勘解由へ御預けに相成、追雨権右衛門・又三郎父子両人能州 御免被」成被」返、御扶持被」下候由。享保七年四月十二日に 同人せがれ又三郎は奥野右兵衛へ御預け、権右衛門弟七之丞 とあり。右被り免更に扶持方賜はりたる年月は未だ詳かな

目に命ぜらる。小川両家連名の書札如」左。氏の指図を請け、火炮等の細工をなしたり。細工人の内二名宛仮横此の細工人は、火矢方惣裁小川氏の附属にて、火矢所に出でゝ小川旧藩中は、火矢方細工人とて、歩士並の者にて、町奉行の支配人也。

矢打試破』命たりしかど、連年には非ず。天明五年正月の言上書如右年曆未だ詳かならず。扨旧藩中は、小川両家春秋両度海浜にて火(中略―『国事雑抄』と同文)

左。

後は十四年・同十八年・同二十年稽古仕候。元文二年、 年より稽古被: 仰渡、春秋両度充稽古仕、延宝元年より同八年迄、 則当時之御細工所に御座候。寛文三年迄御道具等被: 仰付、同四 に
雨稽古被
。仰付
、其外倉部浜
并能美郡
湊浦にて
当時は稽古仕申 間之年号等は書記不り申、尤於「御当地」、最初は宮腰・宇津木浜 九年右御筒不」残焼失。其後稽古相止申候。稽古不」被:仰付 同五年・延享元年・同四年・宝暦八年に稽古被:仰付:候処、 享保十一年稽古之儀奉」願候処、御聞届被」下、同年稽古仕、 仰渡、享保十年迄稽古不,被,仰付、年数三十年相止申候。 然処 九年迄毎歳稽古仕候処、同十年より御倹約に付当分相止候様被ニ 秋一度宛稽古被; 仰渡; 候。天和元年・同三年、貞享四年・元禄 仰渡 稽古罷在候処、万治二年御当地江火矢筒等引候様被 仰渡 私共火矢稽古之儀、御尋之趣奉」得,其意,候。先祖七郎左衛門 此御座候。以上。 小松表浮柳浜にて火矢稽古被;仰渡、其時分は月毎に度々被 右之趣故、 小屋道具等湊村に被: 指置: 申候。右稽古打之儀 同三年・

#### 正月廿七日

小川久太夫

篠原左次右衛門様土方勘左衛門様

方、厚さ六分の材にて、黒塗とし、文字は金粉なり。石川郡宮腰佐那武社に蔵する大炮射的角の額あり。この額は七寸四

六月吉日 貞縄(花押) 市村新平 市村新平

惠

る事を厳禁せられしかど、外国交際事件に付き、嘉永六年八月初て高麗流の火術は、一家の秘術にて、旧藩国初以来他家の者に相伝す一家の火術家なれば、寛永十五年小川久次の長男七郎左衛門を歩士からず。扠小川氏は、寛永十五年小川久次の長男七郎左衛門を歩士からず。扠小川氏は、寛永十五年小川久次の長男七郎左衛門を歩士がらず。但し小川氏は、火矢大炮の師範するにあらず。小川はは、寛永四年に士帳に、馬廻組五百石市村新佑と云ふあり。若しはは、寛永四年に士帳に、馬廻組五百石市村新佑と云ふあり。若しはは、寛永四年に士帳に、馬廻組五百石市村新佑と云ふあり。若しはは、寛永四年に士帳に、馬廻組五百石市村新佑と云ふあり。若しはは、寛永四年に大炮を打試みしてと、既に寛永年間より起れて、大炮の野がは、大澤本浜にて大炮を打試みした。

依而御家中等入門いたし候儀不」苦候条、此段一統江寄々可』申々有」之候はゞ致』相伝』候樣、(小川)群五郎江被』仰出置』候。候処、近年海辺御手前方格別御詮議有」之御時節に付、入門之人小川家火術之儀は、先年より御様子有」之、他家江不」致』指南『国禁を指解かれ、藩士等望の人々入門不』苦旨如』左布達あり。

八月

談, 旨被, 仰出, 候事。

へり。 、 がの伝方も一変したる為め、高麗流の小川氏伝方を廃止せりとい は落成して壮猶館と号し、此の館舎に於て火術執心の生徒を募り、 は年正月城南柿木畠箆庫の地に火術方の役所を造営せられ、同年夏 右之通り旧藩執政席より達しけりといへ共、日々時勢変遷して、翌

三三年)によって示した。◎森田柿園著・日置謙校『金沢古蹟志』(金沢文化協会、一九

なかった。としての本書の性格上、原典の文意を損なうことを恐れて訂正しとしての本書の性格上、原典の文意を損なうことを恐れて訂正し略行為を不当な表現で記した箇所などが散見するが、学術報告書〔付記〕右に掲げた史料中には、封建的身分差別を示す名辞や、侵